

○午前10時00分開議

○あくつ副議長 ただいまから本日の会議を開きます。

○会議録署名人選定について

○あくつ副議長 会議録署名議員をご指名申し上げます。

吉 田 ゆみこ 議員

安 藤 たい作 議員

ご了承願います。

この際、ご報告いたします。

本日の会議につきましては、傍聴人より録音の申請が議長に提出されましたので、品川区議会傍聴規則第8条の規定により、これを許可いたしました。

○日 程

○あくつ副議長 これより日程に入ります。

本日の日程は議事日程のとおりであります。

---

日程第1

一般質問

---

昨日に引き続き、一般質問を行います。

順次ご指名申し上げます。

せらく真央議員。

[せらく真央議員登壇]

○せらく真央議員 品川区議会日本維新の会、せらく真央です。項目に沿って一般質問を行います。

この1年は、子どもの事故予防地方議員連盟の家庭対策室副室長としても活動してまいりました。先日、議連の各対策室で取組やご提案を森澤区長にお渡しし、意見交換をしたと伺っています。私も、議連メンバーの一人として、具体的な提案や指摘を今定例会でも行ってまいる所存です。

初めに、熱中症の対策と対応について。

今年の夏の猛暑は非常に厳しいものでした。連日35度を超える日が続き、熱中症のリスクが高まる中、多くの方が注意を払いながら過ごしてきたことだと思います。熱中症の搬送件数は増加し、消防庁の発表によると、全国における熱中症による搬送は、調査を開始した平成20年以降、7月としては2番目に多い搬送人員となっています。特に高齢者や屋外で活動する人々への注意が必要でした。

区は、公共施設などに冷房の効いた休憩スペース「避暑シェルター」を民間施設とともに協力をして設けたり、予備費を投じた飲料や塩分タブレットの提供、屋外施設のキャンセル料の免除、暑さ指数の計測など、熱中症予防のために情報発信や注意喚起が行われ、積極的に熱中症の対策を行ってきたと感じます。私も、予定時刻まで少し時間があつた日に近くのゆうゆうプラザで休憩をさせていただきました。「どうぞ涼んでいてください。麦茶は飲まれますか」と冷たい麦茶を出していただきました。子どもも一緒だったので、とても助かりました。

緊急対策として予備費を投入した熱中症対策の効果やご所感をお聞かせください。学校関係者と話をしていたところ、区として熱中症警戒アラートについてのお知らせが届き、暑さ指数の計測や活動内容の厳守を改めて意識したという感想がありました。熱中症対策の周知として意識された点をお知らせく

ださい。

対策と併せて必要になってくるのが、適切に対処をすることだと思います。熱中症の重症度はⅠ、Ⅱ、Ⅲと分類されます。頭痛や吐き気、倦怠感や意識障害を伴うⅡ度以上は適切な対処が必要になり、40度以上の高体温が続くと後遺症を伴う可能性もありますので、一刻も早く体温を下げることが求められます。

環境省の動画でも紹介されているように、特に労働や運動をしているときの熱中症の対処は、全身を氷水や冷水につける氷水浴、冷水浴法が最も体温低下率が高く、救命につながるということが知られていますが、一部では行うときに医療有資格者を配置するという情報もあります。医師が不在の状況で最も身体冷却効果の高い手法として、水道水につないだホースで衣類の上から全身に水をかけ続ける水道水散布法が推奨されています。重症熱中症に対する対処法として、氷水浴、冷水浴法や水道水散布法について区としても推奨していますか。

重症熱中症になり、仮に水道水散布法を行う場合、どこで行えるか、ホースはどの蛇口から引っ張って長さは足りるのか、その場所までどうやって意識障害のある人を運ぶのかなど、対処法について共通の認識を持ち、対応することができるように、区としての重症熱中症対応マニュアルを作成するべきだと考えますが、いかがでしょうか。

運動する施設としては、学校や屋外運動施設の管理事務所へもマニュアルの共有と対応の周知をしていただきたいと思います。そして、緊急時とはいえ、全身に衣類の上からホースで水をかけ続けるという対応は、心理的なハードルも高くなり、実行しにくい可能性もあるため、意識障害があれば水をかけるなど、緊急時の実施のハードルを少しでも低くするように広く周知をするなど取り組んでいただきたいと思います。いかがでしょうか。

次に、避暑シェルターにも指定している児童センターについて伺います。まず、区では、公共施設で開設している避暑シェルターを気候変動適応法によって指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）に指定しました。環境省の「指定暑熱避難施設の指定・設置に関する手引き」を確認すると、民間施設とも協定を結ぶことで指定することができるかと確認いたしましたが、今後の対応を伺います。

また、指定暑熱避難施設の名称、所在地等の公表について、住民が指定暑熱避難施設にアクセスしやすいように、ウェブサイト上に地図とともに分かりやすい形で公表することが望まれるという記載があります。外出中でもマップから近くのクーリングシェルターを知ることができれば、対策の効果や利便性の向上が図れると思います。

そこで、個人的にグーグル・マイマップを使って施設の位置をマッピングし、開館日と時間でグルーピングしてみました。すると、地域に満遍なくクーリングシェルターがあるように見えますが、日曜日に利用できる施設がぐっと少なくなっていることに気づきました。私自身、子育てをしながら区議として活動する中で、土日にお祭りなどのイベントに参加することがあり、区民には土曜日も日曜日も働いている方もいらっしやって、週末に子どもたちが過ごす場所について悩みの共有をしています。区長も子育てをしながら土日にもイベントに参加されていますが、週末に子どもたちが過ごす場所についてはどのように感じていらっしゃいますか。

特に夏休みは酷暑でしたので、「公園に行っていらっしゃい」とも言えません。かといって、家で留守番も、ゲームやテレビの時間が長くなっていないか心配になってしまいます。身近にある児童センターで過ごすという選択肢が増えたら安心ですし、より子どもたちの仲間の輪が広がると思います。児童センターでは区内で6か所、日曜日にも開館していますが、クーリングシェルターとしての役割を持

つ児童センターの日曜日の開放施設を拡大していただくことを要望します。ご所見を伺います。

次に、子どもたちがのびのび過ごせる場について。

かねてよりボール遊びができる公園の拡大について取り組んでまいりました。昨年は200名を超える区民の方からのアンケート回答をいただき、今年是对面で意見交換会を開催いたしました。その中で、品川区で新たな公園や広場を整備することの難しさ、また、今の公園に設置している禁止看板を1つずつ地域の皆さんの理解を得て変えていくこともまた難しいと感じているなどのご意見をいただきました。それでは、今ある場所を区民のために利用できるようにすることで解消をしていけたらよいのではないかとということで、学校の校庭や区立体育館、屋外の運動施設など、もっと使えるようになったらいいなという意見が上がりました。

その中から、本日は、学校の校庭について、せお麻里議員に声をかけていただき、神奈川県川崎市の子どもの校庭プロジェクトについて川崎市教育委員会の担当者からお話を伺いました。川崎市では、このプロジェクトにより、放課後全ての小学校で校庭開放を行っているということですが、特徴的なのは、子どもたちの要望の声から始まり、子どもたちがルールづくりをすることです。品川区で言うすまいるスクールを川崎市ではわくわくプラザという名称で全ての小学校で行っています。

放課後、わくわくプラザ利用者と校庭プロジェクトの利用者という2つのグループが校庭を使うことになります。それも、子どもたちがつくったルールで、時間を分けたり、使う場所を分けるなどして運用しているそうです。学校は、校庭という場の提供をすることで地域の財産を有効活用しています。けがをしたり困ったときは、公園などでけがをしている子どもを見たら一大人として声をかけたり、寄り添うのと同じように、その場にいる保護者など大人が声をかけたり、わくわくプラザのスタッフが初動対応を行い、校庭プロジェクトの利用者に対しては任意保険の加入を勧めるなど、家庭の責任で参加することをしっかり周知することで、子どもたちが伸び伸び遊べる環境づくりを進めています。

品川区では、土日の校庭開放をしています。私も校庭当番をしたことがあり、そのときは、低学年から高学年までボール遊びや一輪車、縄跳びをして過ごしていました。しかし、区民の方からたまにお聞きするのが、「うちの学校は校庭開放をしていない」というお声です。学校ごとに運営が異なり、在校生のみが利用できる校庭開放は地域によって差が生まれ、校庭で遊びたい子どもたちが遊べないという現実があるのではないかと思います。

そこで、川崎市の対応をお聞きすると、例えば改築中で校庭が使用できない学校は、地域で連携して空いている学校の校庭を使うようなイベントの開催や地域開放をしているということです。品川区では、近隣の小中学校で連携をしています。そういった連携校の中で在校生以外も参加できるようになれば、地域による差を埋められると思いますが、いかがでしょうか。地域の財産として、学校の活用へ現在の校庭開放からもう一歩、どの地域に住んでいる子どもたちも伸び伸び遊べる場所の提供をお願いしたいと思います。

次に、放課後の校庭開放については、すまいるスクールや地域団体が利用している場合もあります。幾つかの条件がある中でのルールづくりや校庭の利用について子どもたちに意見を聞くことを進めていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

次に、水辺の安全教育について。

水泳の授業での安全教育について伺います。品川区の水辺というと河川や運河がありますが、海水浴場がないため、水辺の事故が区内で発生するというのをあまり想像できないかもしれません。品川区の子どもたちが海や川へ遊びに行き事故に遭わないためにも、学校での安全教育はとても大切です。こ

の夏、日本ライフセービング協会が主催する江戸川区のカヌースラロームセンターでの親子講座と、東京都狛江市狛江第一小学校のライフジャケットを取り入れた水泳の授業の視察、そして、うみらい環境財団が主催する海のそなえシンポジウムを拝聴してまいりました。

海のそなえシンポジウムの中で使用されていた「日本財団海のそなえプロジェクト」の調査資料によると、日本の不慮の水難事故は世界ワースト2位だということ、また、交通事故による死者数は1995年と比べて4分の1に減少しているにもかかわらず、不慮の溺水事故による死者数は横ばいという点が注目されました。これは、交通事故の検証が詳細に行われるようになり、併せて交通安全教育が充実した結果だと思われます。一方で、水難事故は検証がされているのか、報道では背景など具体的な情報が明かされないため対策がしづらく、再び同じような事故が起きてしまうという状況にあります。

そこで伺います。品川区立学校で水泳の授業中に事故が発生した場合、検証結果と具体的な情報の共有方法をお知らせください。また、事故にはならなかったが危なかったという場面の共有はされていますでしょうか。事故防止のために各学校でしっかりと対策が取れるような詳細な情報を、ヒヤリハットを含めて区内全ての学校で得られるようにするべきだと考えます。

次に、ライフジャケットについてです。同調査によると、溺れそうになっても助かる備えとして、約6割が「ライフジャケットの活用」の回答に対して、実際に着用経験があるのは半数以下。ライフジャケットは命を守ってくれるものであるが、着用経験率との乖離があることが分かります。視察した小学校の水泳の授業では、日本ライフセービング協会がライフジャケットを人数分用意し、ライフセーバーが講師として水辺の危険性やそのときの対応を現場の経験からお話。その後は実技に移り、着衣のままプールに入り、背浮きを試みます。二、三割の児童ができていましたが、半数以上は服の重みでうまく浮きませんでした。それから、ライフジャケットを着用してプールに入ると全員が浮くことができ、児童からは、ライフジャケットの重要性を体験できたと感想の発表もありました。

プールは波がないので、自然の海や川だとどうなるでしょうか。溺れてから冷静に浮くことは本当に難しいものだと想像します。そのためにライフジャケットや浮力になるものを身につけておくことは、水辺の事故防止に効果があると考えます。しかし、ライフジャケットの着用経験が少ない現状ですので、もっと身近なものにしていくために、学校の授業に取り入れることで海や川で安全に過ごすために必要なものだと知ってもらい、加えて親世代への知識の普及を期待できるかもしれません。

品川区立学校ではライフジャケットを使った授業や、外部講師を招いた安全に関する水泳の授業を実施している学校はありますか。また、全ての学校で児童・生徒に手に取ってもらえるように、例えば目黒区は学校に1枚ずつライフジャケットを購入し、配布しました。子どもたちが実際に手に取ってみることや、水泳の授業で体験することで安全意識の醸成を図ることができると思いますが、いかがでしょうか。

令和6年夏の水泳授業について伺います。実際にプールに入る前に座学による安全教育は必ずしていますか。何の教科で誰が教えているか伺います。授業の回数について、熱中症の対策が確実にされて、または天候不良で水泳の授業が中止になった学校、クラスが今年も多かったのではないかと感じています。主に屋外にプールがある学校だと思いますが、この夏の実績を例として、三木小学校でプールを使った授業の予定時間数と実施時間数を伺います。また、中止になった場合はどのような学習の時間に振り替えているか伺います。

ある程度は天気予報で予測し、教員は水泳の指導内容と併せて、中止になったときの指導内容を考えておくのではないかと思います。日本ライフセービング協会が作成したe-1 lifesavingというオンライ

ン教材は、小学校、中学校の新学習指導要領に沿い、水泳運動の心得や安全確保につながる運動、水辺の事故防止に関する心得などへの実践的理解を深めるような構成となっていて、安全教育や授業が振り替えになった際、特別な準備がなくても取り入れることができるのではないかと思います。こういったオンライン教材を取り入れてみてはいかがでしょうか。見解を伺います。子どもたちの安全を守るために、専門性のある質の高い授業を格差なく行っていただくようお願いいたします。

最後に、同調査より、溺れの経験は12歳以下が多く、その中でもほとんどが小学生以下で体験しているということが書かれていました。未就学のうちから安全教育や対策が必要だということが分かります。区としても、子どもたちが水難事故に遭わないための対策や安全グッズを身につけることを広めていただきたいと思います。

普及啓発の方法として、防災とキャンプを掛け合わせることでより多くの方に興味を持ってもらい、備えを学ぶというような工夫をよく見かけます。アクティビティと安全を掛け合わせて、未就学児からその親子と一緒に水辺の安全対策ができるのではないかと考えます。区では、水辺を活用したアクティビティの試行をしますが、具体的にどのようなアクティビティを実施予定でしょうか。体験できる対象になる年齢もお知らせください。

その機会にライフジャケットの着用体験をしてみてもいかがでしょうか。ライフジャケット以外にも浮力になるグッズの開発が進んでいます。アクティビティの体験者をはじめ、いらっしゃった方の目に留まるように安全対策グッズの展示など、関係団体と協力することで可能だと思います。併せて見解を伺います。

子どもたちの未来を守るためにも、安全教育にさらに力を入れていく必要があります。本日の一般質問を通じて、安全かつ健康に成長できるまちづくりを推進していただくことを強く願い、質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔森澤区長登壇〕

○森澤区長 せらく真央議員の一般質問にお答えします。

私からは、熱中症緊急対策についてお答えします。

今年の夏の猛暑は過去に例を見ない記録的なものであり、まさに災害級であると考えております。そうした認識の下、4月下旬から熱中症特別警戒アラートの運用が始まったことから、5月に避暑シェルターの開設を2か月前倒しして対応してきたところです。加えて、8月には一般会計予算に災害対策費として計上している予備費を投じ、独自の熱中症緊急対策を実施いたしました。

具体的には、区役所総合窓口などでの冷たい水、冷却パック、塩分タブレットの無償配布や熱中症警戒アラート等の発表時における屋外公園、運動施設のキャンセル料の免除、高齢者施設の一部の終日開放といった対策をスピーディーに実施したところです。これまでに区役所総合窓口にて約1,800の方に冷たいお水の配布を行い、キャンセル料免除の適用も100件以上、また、高齢者施設の開放も約90人の方にご利用いただきました。こうした一連の取組により、熱中症の啓発や防止に一定の効果があったものと捉えています。

次に、熱中症対策の周知についてですが、今年度はホームページや広報など例年の周知に加え、包括連携協定を締結した大塚製薬と連携して、区の観光大使見習い「ハタチの龍馬」のキャラクターを活用したイラストを盛り込んだ啓発用ポスターを作成するなど、年齢を問わず分かりやすい周知・啓発に努めてまいりました。今後とも区民の健康と安全を守るべく、引き続き全庁的な取組を推進してまいります。

〔柏原区長室長登壇〕

○柏原区長室長 私からは、熱中症対策のうち、重症熱中症の対処法とクーリングシェルターについてお答えをいたします。

重症者への対処方法等についてですが、冷水浴法や水道水散布法といった対処方法についても承知してございますが、これらは激しい運動や屋外労働などで体を動かさず場面での重症者が想定されており、医療有資格者や直腸温の測定機器などの配置が推奨されております。このため、各施設に対しては、国が示す対処処置の手引を周知し、これに沿って対応を行うこととしています。また、大塚製薬と連携し、熱中症アンバサダー講座を職員が受講し、熱中症に関する知識やこれらの対処方法の習得にも努めてきたところです。対応マニュアルにつきましては、国のマニュアル等を参考に研究をしております。

次に、民間施設への指定暑熱避難施設の指定拡大についてですが、指定暑熱避難施設は熱中症特別警戒アラートが発表されたときのみ利用できる施設であり、区といたしましては、熱中症警戒アラートの発表の有無にかかわらず、日頃から気軽にご利用いただける避暑シェルターの拡充を図っているところです。

次に、週末の子どもたちの居場所についてお答えいたします。区内6か所の児童センターは、父親を含むファミリー層および中高生の利用促進を目的に、日曜・休日・祝日も開館をしております。また、近年の猛暑から、週末に子どもたちが涼しく快適に過ごせる身近な施設の必要性は認識をしているところです。今後の事業拡大につきましては、利用状況等を踏まえ検討をしております。

〔米田教育次長登壇〕

○米田教育次長 私からは、校庭の利用と水辺の安全教育に関するご質問にお答えいたします。

初めに、校庭の利用についてですが、区では、日曜・祝日・学校休業日の9時から17時まで、学校教育に支障のない範囲で小学校の校庭を子どもの遊び場として開放しております。近隣の小中学校の連携につきましては、学校施設開放を利用している地域団体との調整など課題がありますが、より多くの児童が参加でき、地域によって差が生じないように、学校施設のさらなる有効活用について検討しております。また、平日の放課後の校庭利用の在り方についても、今後、保護者や子どもたち、地域の声を伺いながら、すまいるスクールなど既存の放課後活動との関係を含め、他の自治体の事例も参考にしながら検討しております。

次に、水泳の授業での安全教育についてお答えいたします。水泳の授業中に事故が発生した場合は当該校において検証し、概要と再発防止策等をまとめた報告書を作成、教育委員会に提出させ、校長連絡会にて全校に周知しております。また、これまでの事故事例を踏まえた水泳事故の防止についての研修を全校の体育主任および初任者を対象に行っております。今後は、研修で事故未遂の事例を共有し、認識を深めることで、重大事故の未然防止をより徹底しております。

次に、ライフジャケットを使った授業や外部講師による水泳授業につきましては、以前に複数校で実施した実績がございます。なお、児童・生徒がライフジャケットの着用等の体験をすることは、学習の狙いを達成するための指導の工夫の1つとして効果的であると考えております。また、プールに入る前の安全指導についてですが、体育科や保健体育科において、体の調子を確認すること、プールでの注意事項を守ることなどの水泳の事故防止に関する心得等について指導しております。

今夏の三木小学校における水泳授業の予定時間数と実施時間数につきましては、1学期における全学年の合計予定時間数は52単位時間、実施時間は40単位時間です。中止になった場合は、体育科における別領域や他教科に替えて指導しております。中止した分の水泳授業は、可能な限り別日に実施できるよ

う指導計画を組み直しております。オンライン教材につきましては、年間指導計画等の作成の際の参考とできるよう、各校に情報提供してまいります。

最後に、水辺を活用したアクティビティについてお答えいたします。区内公園の栈橋を使用し、水上自転車や、中に入ることができるビニール製の大きな球体を使用した水上アクティビティを実施いたします。対象は4年生以上を予定しております。実施に当たり、安全性確保の観点から貸出用のライフジャケットをご用意いたします。また、体験中、ライフジャケットの着用は必須とすることで、正しい使い方を学べる機会として準備を進めているところでございます。安全対策グッズに関しましては、安全性や機能性に優れている製品を中心に、関係団体と調整の上、展示・周知を検討いたします。

○あくつ副議長 以上でせらく真央議員の質問を終わります。

次に、こしば新議員。

〔こしば新議員登壇〕

○こしば新議員 品区議会自民党・無所属の会を代表しまして、通告に従い一般質問を行います。

議会の皆様、区長をはじめ理事者の皆様、傍聴席の皆様、そしてインターネットでご視聴の皆様、よろしく願いいたします。

初めに、年齢により公的補助の対象外となる難治性疾患について伺います。日々病気と向き合う難治性の病気に罹患している区民も、生きがいを感じ、自分らしく生きられる品川区であってほしいと信じて、難治性疾患を抱える区民に対する理解と支援を求めて質問いたします。

難治性疾患の1つであります1型糖尿病は、主に自己免疫によって膵臓にあるインスリンを産生する細胞が破壊される病気です。1型糖尿病を発症すると、膵臓または膵島の移植手術を受けるか、生涯にわたって血糖測定をしながら、毎日注射または自動型のポンプによるインスリンの補充をし続ける以外に治療法はありません。一方で、9月2日の読売新聞によれば、京都大学病院がiPS細胞からつくった細胞のシートを患者に移植する治験を来年にも実施する計画であるとの報道がされました。治療法に限られていた中で、この報道は患者には大きな励みになったことと思います。

一般に糖尿病として知られる2型糖尿病とは異なり、1型糖尿病は原因不明の病であり、国内での年間発症率は、小児で10万人当たり1.5人から2.5人です。大人を含めると、おおよそ90人から110人とされています。生活習慣病や糖尿病という言葉が独り歩きし、その実態を隠し、イメージだけが先行してしまい、誤解を生んでしまうことがあります。その誤解が時にはいじめや人権侵害につながることは想像に難しく、難治性疾患の確かな理解を広めていく取組が必要であると認識しておりますが、区取組やご見解を伺います。

品川区でも1型糖尿病と闘っている区民がいます。区内に住む男性は、小学校5年生のときに体重の減少と不眠症が2か月続き、病院で受診したところ、その場で入院となりました。当時の血糖値は正常の10倍を超える値が出ており、その日がまさに山場であったそうです。その後、2か月ほどの入院を終えて退院し、小学校に戻ったそうです。先生をはじめ周りの友達もこの病気のことを理解してもらい、支えてくれたと話しておりました。しかし、中学校に入学をしますと、周りの生徒は小学校時代に支えてくれた友達ばかりではありません。毎日、保健室でインスリンの注射を打たなければならないことから、言われなき誹謗中傷を周りの生徒から受けたそうです。

そこでお聞きします。品川区の小中学校の中には、様々な難治性疾患と闘いながら学校に通っている生徒がいます。学校の先生の心遣いと周りの子どもたちの理解と行動が必要と考えますが、区のお考え、取組について教えてください。

1型糖尿病の治療には、毎日インスリンを注射するという生涯にわたっての治療と高額な費用が継続します。同じように長期的な治療の継続と費用が高額となる例を見てみますと、人工透析があります。外来で1か月約40万円かかりますが、こちらは特定疾病療養の制度補助がありますので、費用負担は1万円が上限となります。また、最近では潰瘍性大腸炎が指定難病とされ、毎月約1万円の補助が出るようになりました。

確かに1型糖尿病は、小児慢性特定疾患の対象となります。なので、自己負担額は多くて1万円です。しかし、この対象年齢は18歳までです。それ以降は、平均して毎月1万2,000円から3万円も治療費がかかってきてしまいます。特に最近では医療の進歩が早く、インスリンの注射1つとっても、自動センサーが働き、血糖値を測定、適切な時間にインスリンを自動的に注入するものもあれば、従来どおりまずは血糖値を測り、その後ペン型注射を自分で注射するものもあり、毎月にかかる費用には数万円の幅があります。患者の中には妊娠中の方もおり、動きづらいため、自動センサー型の注射器を利用される方も多いと聞きます。

1型糖尿病患者に寄り添う日本IDDネットワークは、2016年から佐賀県と連携し、ふるさと納税の指定先に登録をされまして、ふるさと納税が治療法の確立に向けた研究の支援や周知活動を支える原動力となりました。そして、今年の4月から佐賀県では、このふるさと納税を財源とした医療費助成が始まりました。これまでは小児慢性特定疾患の医療費補助は18歳まででしたが、重症化リスクを軽減することや生活の基盤を確保することを目的として、25歳まで月額最大で3万円まで医療費の補助が受けられるようになりました。この法人では、佐賀県の取組を全国に展開してもらいたいと支援の輪を広げる活動をしています。

そこでお聞きします。1型糖尿病も含めて難治性疾患の治療に係る費用の補填を目的とするふるさと納税の確立やそのものの補助に向けた取組を促しますが、お考えを教えてください。

また、大震災など有事の際に長期的な避難所生活が予想される場合に、必要なインスリンの確保などもぜひ医師会と連携をいただきたいと考えます。特に、毎日インスリンの補充をしなければ死に至る1型糖尿病を含めて、災害時の難治性疾患の支援について区の取組や考えを教えてください。

続きまして、高齢者の居住支援について伺います。

高齢者が、住まいの老朽化や立ち退き、周辺の環境変化により転居を余儀なくされるケースが全国にあり、ここ品川区でもそういうケースは例外ではありません。本年7月に実施されました品川区の居住支援協議会の資料によれば、品川区の高齢者単身世帯は9.8%でした。品川区全体で民間借家率は46.6%、23区平均より若干高く、区内全域で民間借家に住む高齢者は全体の4.56%でした。人数で言えば、おおよそ1万8,000人が民間の借家に住んでいる計算となります。

その転居が余儀なくされる中で、高齢者の転居申込みが断られるケースが多いと聞いています。その理由の1つとして、高齢者がお亡くなりになった場合の残置物の処分撤去に係る費用負担が賃貸人にかかってしまうことから、不動産会社が断るといのが大きな理由に挙げられています。区営や都営住宅は確かに家賃が民間の賃貸住宅に比べて利用しやすい価格です。しかし、募集枠に対する応募が多いのが実情で、スムーズに入居することは難しく、貯金を切り崩して民間マンションやアパートに住まわせるを得ない方もいらっしゃいます。

そのような事態に対して、品川区の取組には入居促進事業があります。入居先を決める入口のサービスです。ご自身で住まい探しをすることが困難な高齢者、ひとり親世帯、障害者、低所得者を対象に不動産事業者と連携した民間賃貸住宅あっせんを行い、この仕組みを利用し入居に至れば、賃貸人と不動

産事業者に対して協力金を支給するという取組です。そこでお聞きします。まだ制度が始まって間もない入居促進事業についての実績や課題などを含めた振り返りを教えてください。

入口のサービス以外に転居した後の暮らしをサポートするサービスもあります。あんしん居住サポートです。このサポートに登録すれば賃貸人からの信頼が高くなり、契約につながりやすいとお聞きしました。こちらは一定の要件を満たした高齢者が、救急代理通報システムのほか、定期連絡、生活相談、緊急対応のサービスのほか、亡くなった後の残置物処理の費用も含めたサービスを受けることができる一方で、1人当たり15万円から20万円の初期費用が発生いたします。初期費用のハードルが高いと考えますが、区の課題について教えてください。

自民党・無所属の会では、去る7月に団体ヒアリングを行う中で、不動産事業者の団体から住宅確保要配慮者の居住支援サポートをさらに拡大してもらいたいとの要望をいただきました。その中では、品川区には設置されていない東京都が指定する居住支援法人の設置に向けた要望や、さらに、その支援法人をサポートする要望がありました。支援法人の役割は、入居時に係る費用の補償から、高齢者の見守りサービスをはじめとした様々な居住支援が展開されていると認識しています。高齢者が物件探しから賃貸借の契約に至るまで負担を軽くしていく支援が必要と考えます。そのためには、支援法人の速やかな設置を促しますが、現在の取組と今後に向けた方向性を教えてください。

独り住まいの高齢者が亡くなった場合、相続人がいない、または不明の場合に、部屋に残された残置物の処理等に係る費用は賃貸人が負担することになり、それが一つの高齢者世帯に対する貸出しのハードルを高めています。そのハードルを低くする残置物処理に係る費用負担の補助を品川区にも検討をお願いいたしますが、お考えを教えてください。

今後は、団塊の世代が75歳を超えて、ますます居住支援のニーズが高まってくることは必至です。一方で、区内では空き家に関わる問題が発生していることも事実ですし、空き家をめぐる法律改正が昨年末にされ、新たな管理不全空家が新設されることから、そのニーズはますます高まってきます。これらのニーズに対応する担当所管の体制強化も併せてご検討いただきたいと考えますが、お考えを教えてください。

続きまして、終活に向けた支えについて伺います。

最近、「終活」という言葉が新聞やニュース、テレビなどで扱われています。人生の終わりに向けた活動、誰しもがいつかは死を迎えるわけで、避けて通ることができないものでありますが、その死への恐怖や死後のことをできるだけ考えないようにする、考えたくないのが人間の心理とも言えます。

ここで、死を考えるに当たり、江戸時代の元禄文化が華やかな時代に書かれました武士の道を記しました「葉隠」という指南書があります。これは、当時の九州・鍋島藩の藩士でありました山本常朝の言葉を聞き記した書物ですが、そこには、この「葉隠」の代名詞とも言える「生きることは死ぬことと見つけたり」という一文があります。これは、むやみやたらに死に急ぐことを尊ぶ教えではなく、朝に夕に死を覚悟して、その日その日を生き切るのが武士であると教えた指南書です。いつ来るか分からない、突然来るかもしれない死に備えて心をあらかじめ整え、準備を進めていくこの終活も、「葉隠」の教えが現代によみがえり、生かされたものではないかと私は考えます。

この終活をめぐり、エンディングノートが終活に向けて手に取りやすいものと一時期ブームにもなりました。一方で、死後の処理、特に残置物処理が居住支援の課題の1つであると述べました。これも例えば、事前に本人が所有物を残置物とならないように処分方法や譲渡先を文書にして記しておけば、残置物の課題はなくなります。

全国でもこの終活を支える取組が始まっています。横須賀市では、エンディングプラン・サポート事業といいまして、対象者を限定しています。具体的に言いますと、対象者をひとり暮らしで頼れる身内がない65歳以上であり、月収が18万円以下であり、預貯金が250万円以下であり、固定資産が500万円以下である高齢者に絞り込んでこの事業に取り組んでいます。内容は、事前に死亡届出人を指定し、葬儀の内容を決め、リビングウイルも任意の様式で記録できることを内容としているものです。リビングウイルとは、書面による生前最後の意思表示を指します。また、エンディングノートなどの保管場所を記した終活登録をすることで、万が一に備えて死後の取組がスムーズにできるようになります。

品川区では、今年からおくやみコーナーが設置されました。これにより、遺族が行う手続の迅速化につながったと認識しています。品川区の取組を大いに評価させていただき一方で、終活を支えていく取組を品川区から発信していくことをぜひ検討願いたいと思います。具体的には、品川区オリジナルのエンディングノートの発行や、その先にあるエンディングのプランをご本人と連携して作り出していく環境の創出を検討願いますが、ご所見を伺います。また、こういう環境の創出をしていく中で、今の現状、例えば戸籍住民課の対応だけでは厳しいものがあると考えますので、幅広い連携した取組をお願いしたいと考えますが、ご所見を伺います。

続きまして、人の終焉は公益なものについて伺います。

人は、誰しもが亡くなります。遺族、友人、知人は故人の生前をしのび、悲しむ中で永遠の別れが訪れます。その別れのときが火葬です。その火葬に係る費用をめぐり、昨今、報道では東京23区にある民間会社が運営する火葬場の料金高騰が報道されています。特別区では、区長会が厚生労働大臣に先月の8月27日に緊急の要望を提出したことからも、事態の重さを鑑み、喫緊の課題であると認識した上で質問いたします。

現在、23区では9つの火葬場があります。そのうち7つは民営の火葬場、残り2つは、都営が1つ、大田区、目黒区、港区、世田谷区、そして品川区が運営する臨海斎場がございます。本区でも1つは民営の桐ヶ谷斎場があり、品川区の八潮に近い大田区東海には公営の臨海斎場がございます。そして、臨海斎場を利用される区民の割合は、おおよそ区内でお亡くなりになる方の45%だそうです。一方で、残りの55%の大多数は桐ヶ谷斎場であると認識しております。

全国には火葬場が1,467か所に点在をしています。その99%が公営施設であり、僅か10か所のみが民営の火葬場であり、そのうちの7か所は東京に集中しています。東京だけで見ると民営のほうが多いのですが、全国で見ると、いかに火葬が公益性の高いものかが分かります。また、墓地、埋葬等に関する法律でも、第1条の一部を抜粋しますが、火葬場の管理および埋葬などが、公衆衛生その他の公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とすると明記していることから、火葬場の運営は公益性が高いことが明々白々となります。

そこで、東京23区にある火葬場を振り返ってみますと、火葬場を建設する立地の確保だけでも大変に厳しい状況にあること、明治時代に都内の火葬場を民間が一手にまとめてきた歴史的な経緯を見ても、人々が故人との最後の別れを惜しむ機会に民間の火葬場が大きく寄与されてきたことは間違いのない事実です。しかし、一方で、最近では火葬場を運営する会社の親会社に中国系の資本が筆頭株主として台頭したことで、経営体制が大きく変化をしています。具体的には火葬代の値上がりです。この値上がりに対して、区民の方からも厳しいご意見をもらうことが増えてきました。

火葬は、本来であれば公益性の高い事業です。特別区区長会は、厚生労働大臣に緊急の要望を8月27日に提出しました。要望の内容は、火葬場は国民生活に必要なものであり、公共的な施設であることか

ら、その経営においては持続性・非営利性が確保される必要があること。墓地、埋葬等に関する法律の成立前から民間企業が火葬業を営んでいた特異な経緯があり、現在に至っていること。その場合であっても、火葬場の管理などは法の趣旨にのっとり、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われ、火葬場の経営が営利目的のためにゆがめられてはならない。民営の火葬場における経営体制が多様化しており、引き続き火葬場経営の持続性・非営利性を確保するために、事業者の責任をより明確化する必要がある。よって、火葬場の経営主体が火葬場以外の事業を行っている場合には、ほかの事業との経理・会計を明確に区分し、収支の透明性、非営利性が確保されている旨、許可権者へ示す義務について法の規定化を要請されました。私は、このたび、区長会が厚生労働大臣に要望を出されたことを一区議会議員として賛同いたします。

そこでお聞きします。今回の区長会が緊急に要望を出された経緯について教えてください。また、区長会が要望を出したことに品川区としての見解を伺います。

品川区では現在、一定の区民が死亡した場合には7万円の助成金を支給しています。令和4年度の実績では、1年間に死亡された3,583人のうち、国民健康保険、東京都後期高齢者医療に加入していた区民の喪主に当たる方に7万円が支給されました。また、23区の場合は、区民葬ならば、民間火葬場を利用すると一律の5万9,600円となる点で、通常よりも安価に利用できるようになっています。民間の火葬代に追いつくほどまで自治体が補助を出すというのは、火葬場に本来の公益性が求められるという趣旨から離れると考えますため、私は、こういった補助を出すよりも、既存の公営葬儀場のさらなる利便性の発展を心から期待いたします。

既に臨海斎場は火葬炉を増加する計画を発表されており、これから増えるとされる多死化社会に向けて十分な備えが進んでいくと認識しております。一方で、臨海斎場へのアクセスですが、今は大森駅からのバスが走っておりますが、例えばオンデマンド交通を活用して、区内のターミナル駅、例えば武蔵小山、五反田、大崎、大井町から臨海斎場まで必要に応じてバスを運行させる仕組みをつくるなど、品川区の交通政策に臨海斎場へのアクセスを検討いただきたいと考えますが、見解を伺います。

以上で私の一般質問を終了いたします。ご清聴いただきまして、誠にありがとうございました。（拍手）

〔森澤区長登壇〕

○森澤区長 こしば新議員の一般質問にお答えします。

私からは、火葬場に関するご質問にお答えします。

初めに、特別区区長会が厚生労働大臣に緊急に要望を出した経緯と区の見解についてです。区内の桐ヶ谷斎場等を運営する民間事業者に対しては、これまでも区長会から火葬料金等の改定や火葬場の経営・管理について要望を出してきました。また、令和4年度には、当該企業の火葬場がある6区が合同で調査確認を実施いたしました。区ではこの調査結果を踏まえ、墓地、埋葬等に関する法律に基づき、23区の連携により確認を行っております。

しかしながら、現行法においては、火葬場の経営主体が火葬場以外の事業を行っている場合の収支の透明性・非営利性の確保に関する明確な規定がなく、公益性の判断が難しいことから、許可権者である特別区がこれらを確認できるよう区長会から厚生労働大臣に対して緊急に要望を出すことに至ったものです。品川区としましては、区長会の一員として、また当該火葬場の所在区として、公衆衛生その他の公共の福祉の見地から、墓地、埋葬等に関する法律によって、火葬場の適切な経営・管理が担保される必要があると考えております。

次に、臨海斎場へのアクセスの利便性向上についてです。臨海斎場へのアクセスについては、現在、大森駅からのバス便が平日10便、休日13便あるほか、葬祭事業者等の貸切バスを利用される方も多いと認識しております。個別施設のアクセス改善については、利用者サービスの一環であることから、運営主体であり、区も一員となっております臨海部広域斎場組合において検討・議論していくものと考えております。

〔阿部健康推進部長登壇〕

○阿部健康推進部長 私からは、年齢により公的補助の対象外となる難治性疾患についてお答えいたします。

初めに、難治性疾患の理解促進への取組についてです。区はこれまで、難病法の対象となる疾患を中心に、医療・介護関係者や一般区民向けの講演会等を実施してまいりました。本年10月からは、児童相談所の開設に伴い、これまで都が行ってまいりました小児慢性特定疾病医療費助成制度が区の事業となるため、これらの難治性疾患について、ホームページ等を活用した区民への周知、理解促進に努めてまいります。

次に、区立学校における難治性疾患を抱える子どもたちへの配慮や支援についてお答えいたします。区の教育目標に、豊かな心を育み、人権を尊重することを掲げており、市民科の学習をはじめ、教育活動全体を通じて、思いやりの心を持つことや相手を認めることの大切さなどを理解できるようにしています。これからも、医療的ケアをはじめ様々な配慮や支援を必要とする子どもに対して、教員の適切な援助も含め、子どもたちが支え合いや助け合いなど、具体的な行動に結びつけられるよう取り組んでまいります。

次に、難治性疾患に係る費用補助についてのご質問にお答えいたします。小児慢性特定疾病など難治性疾患は専門性の高い医療機関が広域で対応しており、費用助成についても広域で対応する必要があると考えております。小児慢性特定疾病から国の指定難病医療費助成制度への移行については、指定要件の違いからスムーズに移行できない疾患があるとして、かねてより国の審議会でも検討されているところです。区は、引き続き国の検討状況を注視してまいります。

次に、災害時の難治性疾患支援についてお答えいたします。区は災害を想定して、常備薬や持病の薬の準備を区民に呼びかけております。しかしながら、避難の長期化等で専門的な治療薬が必要となる場合に備えて、薬剤師会から派遣される災害薬事コーディネーターを中心に、薬剤確保体制の充実に向けて関係機関との協議を進めております。

〔鈴木都市環境部長登壇〕

○鈴木都市環境部長 私からは、住宅確保要配慮者の居住支援についてお答えいたします。

初めに、入居促進事業の実績と課題についてですが、事業開始の令和3年度からこれまでに、要配慮者が入居に至る協力金の支払いが415件、うち高齢者が208件、低所得者が193件と、全体の9割を超える状況です。協力金による入居契約成立件数は年々増加しており、要配慮者の入居促進に一定の効果があつたものと認識しております。一方で、貸主や不動産事業者からは、要配慮者の見守りや福祉サービスへのつなぎなど包括的な支援を求める声も多く聞かれ、入居から退居に至るまでの切れ目のない支援が重要であると考えます。

次に、あんしん居住サポートについてですが、利用者の費用負担軽減策などについて検討を進めてまいります。

次に、居住支援法人の指定についてですが、現在、区内複数の事業者に対し、指定に向けた検討を行

っていただいているところです。引き続き、事業者および指定申請窓口の東京都と鋭意協議を行ってまいります。

居住支援法人には、見守りや福祉サービスへのつなぎなど、包括的な居住支援を担っていただく予定です。区としましては、居住支援法人の運営を支援する持続可能な仕組みづくりについて検討してまいります。

次に、貸主が残置物処理に困らない仕組みづくりについてですが、貸主の負担がなく、居室原状回復費用等に適用可能な保険等について検討しているところです。

次に、空き家対策についてです。空家法改正に伴う管理不全空家の認定は、放置すれば周囲に著しい悪影響を及ぼす特定空家になるおそれを未然に防止するものとして、区としましては、積極的な制度活用を考えております。制度運用には管理不全空家の判断基準が必要であることから、区条例の改正後、年内の運用開始に向け、基準の検討、策定を進めるとともに、庁内関係部署との連携強化や委託を活用した効果的・効率的な取組の実施について検討してまいります。

〔寺嶋福祉部長登壇〕

**○寺嶋福祉部長** 私からは、終活に向けた支援についてお答えいたします。

区では、品川区社会福祉協議会と連携し様々な福祉施策を進めておりますが、その1つに終活支援があります。社会福祉協議会が発行する品川版「意思決定支援ライフプランノート」は、支援者と一緒に考えたりビングウイユルやエンディングプランを書き込むことができる様式となっており、これまでも社会福祉協議会主催のセミナーなどで記載の仕方や活用について周知を図ってまいりました。引き続き戸籍住民課をはじめとする関係部署間の幅広い連携を図り、周知に努めてまいります。

**○あくつ副議長** 以上でこしば新議員の質問を終わります。

次に、若林ひろき議員。

〔若林ひろき議員登壇〕

**○若林ひろき議員** 品川区議会公明党を代表して一般質問を行います。

ウェルビーイング向上のための「ベーシックなサービス」について質問します。

公明党は1964年に結党し、本年60年を迎えました。この年は第18回東京オリンピック開催の年であり、日本が高度経済成長に向かう中ではありましたが、庶民の生活はいまだ苦しく、多くの声なき声を政治に届け、地域住民の手足となって働くための大衆政党として、大衆福祉の実現を目指し結成したものであります。以来、生命の尊厳を根底に、生命と生活と生存を最大に尊重する理念を掲げ、野党・与党の時代を通じ、福祉や教育をはじめ、生活者のための政策の実現に邁進してまいりました。

持続可能な世界を築くため、2030年までに17の目標の達成を目指すSDGsの「誰一人取り残さない」という誓い、肉体的、精神的、社会的に満たされた状態を表すウェルビーイングは、生命等を最大に尊重する私どもの理念と響き合っています。

会派としても、近年は、医療・介護・教育など人間が生きていく上で不可欠なサービスを無償化し、全ての人が平等に受けられるベーシックサービスの考え方も踏まえた政策を展開しているところであり、今年度は38億円のウェルビーイング予算の中で、学用品や高齢者インフルエンザワクチン接種費用の無償化など、誰もが必要とする、または必要となる可能性のあるサービスが創設、拡充されています。さて、誰もが必要とするサービスの無償化を模索する一方で、ベーシックなサービスや必要性に応えるためのサービスは何かも並行して考え、ベーシックなサービスとして施策の充実を図っていきたいと思います。

公明党は、高齢者人口がピークを迎えるとされる2040年問題への対策として、教育や医療・介護などに関し、社会保障の諸課題を克服するための新たなビジョンの策定に取り組んでいます。策定に当たり、今年2月、全国自治体に対し、少子高齢化・人口減少への対応に関する自治体アンケートを行いました。

回答率75%となったアンケート結果では、5割を超える自治体が、高齢者人口増加によって、医療と介護の両面で施設、人材が不足すると見込み、ひとり暮らし高齢者への支援策では、日常の見守り・安否確認、交流の場づくり、移動手段の確保などが多く、社会保障の持続可能性を高める施策については、健康寿命の延伸を挙げた自治体が6割を超えました。また、子育て・教育・少子化対策では、小中学校の給食費の無償化、子ども医療費助成を18歳まで拡大などが国として取り組むべき課題として挙げられました。まず、品川区の2040年問題への認識を伺います。

医療と介護についてですが、発病から入退院、在宅療養または施設入所と、医師、看護師、薬剤師、ケアマネ等介護職員、行政と多くの職種が連携を取り、医療・介護・予防・生活支援・住まいの5つの要素を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築が進められています。5つの要素の進捗状況や達成度など、地域包括ケアシステムの総括を伺います。

品川区の地域包括支援の特徴は、社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャーを配置した地域包括支援センターと、各地域でセンター機能を担う20の在宅介護支援センターが一体となり、8万人を超える全ての区内高齢者を対象に、心身状況に応じて生活や介護を支えています。今後、2040年に向け、特に75歳以上が増え、医療依存度や介護度、フレイルや認知症の進行が高まる傾向と見られ、全ての高齢者の暮らしを地域でサポートするための体制は、現地域包括支援センターと在宅介護支援センター体制の長所と短所を見極め、かつ生かしつつ、よりきめ細かく、より強くあるべきと考えます。現在の地域包括支援センター等の体制や機能についての総括を伺います。今後の地域包括支援センターと在宅介護支援センターの在り方のお考えを伺います。

介護状態にない元気高齢者は高齢者の85%を占め、重要施策である健康寿命の延伸の対象となる方々です。この方たちがフレイルや介護状態にならないための予防施策は、まさにベーシックなサービスと言えます。予防、健康の維持増進には様々な所管が様々な事業を行っていますが、その成果が共有されていないなどの課題があります。自分の健康は自分で守るの基本に立ち返り、自らが自分の体力の状態を知ることの施策、そして、区事業に加え、民間で行われているサービスも活用し、体力・健康状態に応じて選択する方策が有効と考えます。

今では、運動記録等の機能がついた安価なスマートウォッチが販売され、気軽にトレーニングできる事業所が多く営業されるようになりました。ジムに通う高齢者が生き生きと地域活動などに参加されている姿は、地域の活力ともなっています。また、年々休会・解散する地域の高齢者クラブがある中、運動に勤しむ方々が出会う機会ともなり、新たなコミュニケーションが生まれることも期待できるのではないのでしょうか。自身の健康状態の把握、民間の健康運動施設の活用と出会い、コミュニケーション創出の取組について、施策の展開を伺います。

医療の面では、東京都は、身近な場所で安心して適切に在宅療養を受けることができる仕組みの構築を検討する在宅療養推進会議を設置し、自治体や医療機関を支援しています。このうち区への支援として行われている在宅療養支援事業は、在宅医療と介護の提供体制の充実に向けた先駆的な取組や切れ目のない在宅医療提供体制の構築、また医療・介護関係者等への情報共有や小児等在宅医療推進に向けた取組を支援するものとなっていますが、区の取組状況と成果、課題をお聞きます。

一方、都から医師会への助成事業として、2023年度から3年間を事業期間とする在宅医療推進強化事

業が行われています。事業内容は、24時間診療体制の構築、多職種との連絡調整窓口、DX・オンラインを活用した病診連携が柱となっています。医師会が取り組む事業の概要と区の認識および評価、把握している進捗状況を伺います。DXを活用した医療関係機関や介護事業所との連携も助成事業の中で考えておられるようですが、区の医療・介護連携システムとの関係性をお聞きします。都助成事業終了後の区による経済的支援のお考えを伺います。

住まいについては、住宅確保要配慮者の支援は、高齢者、障がい者、低所得者、子育て家庭の窓口がそれぞれ相談をお受けし、住まいのあっせんを行う住宅課へつなぐ形が基本となっています。今後は、住宅セーフティネット法や生活困窮者自立支援法の改正でも焦点となったように、要配慮者の安心の住まいのために、相談から入居前、入居中、退居時までの一貫した支援を求めたい。特に、入居前後の生活支援、見守りなどは地域福祉計画や重層的支援体制に関わる場所でもあり、住まいの支援を軸にした福祉的な支援の仕組みが必要と考えます。住宅確保要配慮者の住まいに関し、福祉的に一貫した支援をするための相談窓口や機能についての考えを伺います。

子育て支援についてですが、こども誰でも通園制度は、親が働いていなくても時間単位等で保育園を利用でき、育児疲れを感じながら不安や悩みを抱えている子育て家庭への支援を強化するもので、全ての子どもが保育所等とつながる機会を保障する、よりベーシックなサービスへと拡充するものと言えます。

昨年度、品川区は、国モデル事業と都独自事業を活用し、空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業を私立保育園8園で実施したところ、言語、情緒面での発達促進などの効果が見られる一方、職員の負担増や需要に対する供給体制等の課題が抽出されました。そして、今年度に向け、第1回定例会代表質問への答弁では、令和6年度予算では実施施設数の拡充を図りつつ、これらの課題解決に向け事業を実施してまいりますとされ、現在25園に拡大し、実施しています。今年度実施している定期的預かり事業の概要や状況を伺います。国が目指す26年度の本格実施に向けた検証や実施園の拡大について、区の取組を伺います。

次に、トイレトラックと災害協定について質問します。

森澤区長には本年第1回定例会で初めて提案し、6月には自民党・無所属会派と共に区長に直接要望を行ったトイレトラックは補正予算が生まれ、今年度中の導入が予定されています。補正予算が成立した第2回定例会では今後の展開についても質疑を行い、23区初の導入自治体として、他区に対しても積極的に情報提供してまいりますと答えられました。7月にはバイエリアの区長として小池東京都知事と意見交換を行い、防災も含めた地域共通課題を共有し、解決を目指していくとのこととあります。まず、他区への情報提供の状況を伺います。また、都とのネットワークを生かし、都全体でトイレトラック等の普及の積極的な施策展開についてお考えを伺います。

また、第2回定例会では、助け合い、支え合いの精神に基づき、災害復旧復興対策を進めることは大変重要であり、自治体間の連携のさらなる強化が肝要。とりわけ、長野県飯田市とは、リニア新幹線開通により45分つながるまさに未来のご近所として、心の通った信頼と真心の絆を強めてまいりたいと答弁されました。これに先立つ6月、私どもは新宿から高速バスで4時間かかる飯田市を訪れ、5月の飯田市議会定例会で品川区のことを「未来のご近所」と答弁された佐藤健飯田市長に面会し、災害時の助け合いなどに前向きな意向があることを確認したところであります。

8月8日、宮崎県日向灘で震度6弱の地震が発生し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が初めて発表されましたが、飯田市は、臨時情報の対象である防災対策推進地域に指定されています。飯田

市との災害時相互援助協定の早期締結についてのお考えを伺います。また、その他の自治体間との防災等の連携、協定の積極的な展開のお考えを伺います。

改めてトイレ問題ですが、能登半島被災地に通い続ける公明党国会議員、また、トイレトラック等の普及に取り組む助けあいジャパンの方から聞いたトイレに関する悲痛な声が耳から離れません。「仮設トイレはすぐに汚くなり、臭いがひどい状況」、20代、30代の女性からは「外です。ただただそれがみじめ」、「泣きながら人の排せつの上にトイレをした」。また、男性からは「携帯トイレ1回分を何人かで使い、最後の人がバックして捨てた」。被災地がどこであろうと、どこにでも起こり得るのがトイレ問題であります。

トイレトラックについては、地方交付税交付自治体が導入する際は、国の緊急防災・減災事業債の仕組みを使うことなどで、実質的な負担が生じない利点もあります。山北町、早川町、宮古市など災害時相互援助協定を締結している自治体や、福井県堺市や飯田市など交流がある自治体に対し、トイレトラック等の導入や災害派遣トイレネットワークへの参加の声かけについて区のお考えを伺います。

次に、A I オンデマンド交通について質問します。

今年度、A I オンデマンド交通の実証運行が実施されることになっています。第2回定例会では、検討状況については複数の候補エリアを選定し、交通管理者等と協議中であり、交通不便地域である公共交通サービス圏域外の施設については、昭和大学附属東病院や発達障害者支援施設ぷらーすなどが挙げられ、導入に向けての課題も示されました。

A I オンデマンド交通社会実験に取り組む福岡市を調査しました。公共交通が不便な地域での買物や通院などの生活交通確保を目的としていますが、交通不便とされていない地域においても、高齢者等のバス停等への移動困難を考慮したルートを設定し、利用者と事業者から寄せられる声を基に試行錯誤されていました。A I オンデマンド実証運行の開始時期やルート、運賃などの概要と運行決定までのプロセスをお聞きします。

区内の公共交通サービス圏域外地域・施設の存在に加え、坂道など移動困難さもある大崎地域や荏原地域、西大井の地域の交通利便性向上への取組を伺います。コミュニティバス試行運行中の大井ルート、候補としての大崎・荏原ルートがある中での実証運行となりますが、それぞれの長所、短所の比較検討など、最適な交通手段の検討についてのお考えを伺います。

最後に、タバコの煙害防止、喫煙所の増設について質問します。

品川区の歩行喫煙・ポイ捨て防止条例では、路上喫煙禁止・地域美化推進地区内での歩行・路上喫煙禁止、区内全域での歩行喫煙禁止の努力義務がうたわれているにもかかわらず、吸い殻のポイ捨てや屋外での喫煙によって環境美化が損なわれ、煙害の苦情が絶えないところです。区は、今後の規制の在り方を検討するため、今年度、推進地区以外での路上等喫煙の実態調査を行っています。実態調査の概要と結果をお聞きし、今後の煙害防止の取組のお考えを伺います。

港区の対策事業を調査したところ、みなとクリーンアップ事業により、令和23年度のごみの数54万個のうち32万個が吸い殻であったことが見える化されました。特に2011年度以降、喫煙場所の煙の苦情が増大したことから、たばこを吸わない方の健康に配慮すること、指定喫煙場所以外で喫煙しないこと、吸い殻のポイ捨てをしないことをタバコルールとして定め、環境美化と喫煙の迷惑防止を一体として取り組む条例改正を行い、行政による喫煙所の設置とともに民間喫煙所の設置支援に力を入れました。

特筆すべきは助成制度の拡充で、例えば屋内喫煙場所設置費等助成は、一般開放可能な屋内喫煙場所の設置と維持管理の費用を10分の10助成しています。加えて、単独開発する民間建物に対し、一般利用

可能喫煙場所等の生活利便施設を設けるよう要綱も定めました。その結果、現在では行政喫煙所が37か所に対し、民間喫煙所は屋外5か所、屋内63か所に設置されるに至っています。

品川区でも、区設置喫煙所8か所以外に、一般開放可能な民間喫煙所の設置へ1,000万円を限度に補助を行っていますが、昨年度ようやく1件設置されたのみであります。品川区の喫煙所設置について、これまでの取組の総括と今後の拡大のお考えを伺います。

以上で一般質問を終わります。ご清聴、誠にありがとうございました。（拍手）

〔森澤区長登壇〕

○森澤区長 若林ひろき議員の一般質問にお答えします。

初めに、2040年問題についてです。2040年問題とは、人口減少と少子高齢化が進行することにより、社会保障制度を維持できなくなる可能性があることをはじめ、生産年齢人口の減少による労働力不足、特に需要が高まる医療・介護分野の深刻な人材不足が予測されるなど、2040年に表面化する様々な社会問題の総称であると認識しております。こうした課題を見据え、区ではこの間、保育・教育・医療についての所得制限を設けない「子育て3つの無償化」や学用品の無償化など、先進的な少子化対策を推し進めてきました。

また、福祉の分野におきましても、高齢者インフルエンザ予防接種の無償化をはじめ、救急安否確認システムの所得制限によらない無償提供、高齢者の補聴器購入助成などにも積極的に取り組んでまいりました。人々が自分らしく暮らしていく上で不可欠な生活の基礎となる行政サービスを所得制限なく全ての人に提供する、いわゆるベーシックサービスの考え方は、「区民の幸福（しあわせ）」を実現する上で重要なものと認識しており、ウェルビーイングな地域社会を実現するための施策を引き続き積極果敢に展開してまいります。

次に、地域包括ケアシステムについてですが、直営1か所として地域包括支援センターの指定を受けている区を拠点とすることで、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援の5つの要素を所掌する各部署やサブセンターである区内20か所の在宅介護支援センターとの連携を図ってまいりました。区と各在宅介護支援センターをオンラインで結ぶことで、区内の身近な場所で相談できる体制を構築し、その内容を情報共有することで、困難事例にも迅速かつ適切に対応できることを最大の特徴としてきたところです。

しかしながら、今後のさらなる高齢化の進展を見据えたとき、医療と介護の連携や認知症施策、介護予防の推進など、より専門性の高い行政サービスが求められることが想定されるものと考えます。そうしたことから、いま一度制度の根本に立ち返り、地域包括支援センターの在り方や在宅介護支援センターとの役割分担について再検証する時期に来ていると考えております。今後、地域包括ケアシステム全体の再構築を検討してまいります。

〔寺嶋福祉部長登壇〕

○寺嶋福祉部長 私からは、高齢者の健康状態の把握、民間の健康・運動施設の活用、出会い・コミュニケーション創出等についてお答えいたします。

現在、区では、65歳以上の全ての方を対象とした一般介護予防事業を8つのコースで実施しております。一部のコースでは、民間のフィットネスジムを活用した事業を実施しており、大変人気の高い事業になっているとともに、利用者同士の新たなコミュニケーション創出の場につながっていることから、他の民間事業者との連携拡充について検討してまいります。また、日常生活の中で各自の健康に意識を向けていただき、自分自身で健康を管理していくことが重要なことであると認識しております。今後、

ご提案のICT機器の活用を含め、行政としての支援について検討してまいります。

次に、東京都の在宅療養支援事業および在宅医療推進強化事業についてです。区では、平成30年から都補助金区市町村在宅療養推進事業を活用して多職種連携システムを運用し、在宅介護支援センターのケアマネジャーを中心に利用を進めてまいりました。今後は、デジタル庁が推進する地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化が見込まれることから、再構築の時期について情報収集に努めてまいります。

次に、医師会が実施する在宅医療推進強化事業についてですが、医療機関からの相談受付や専門職によるコンサルチームの体制確保を目指した24時間診療体制の構築および連絡調整窓口は整備が済み、数件の実績が出たところと聞いております。また、DX・オンラインを活用した病診連携事業では、多職種との連携と切れ目のない医療実践を実現すべく、システム導入の準備を進めているところです。区では、医師会がこれらの事業を主体的に取り組まれていることを高く評価する一方、本格的な稼働に向けて引き続き情報交換等を行ってまいります。

現在、区と医師会のシステムには共通基盤がないため、それぞれが保有する情報の連携が難しい状況ですが、国が新たな介護情報基盤整備を発表したことを受けて、国が主導する統一的な基盤整備について注視していくとともに、医師会とも情報共有してまいります。また、区による経済的支援については、東京都の補助の状況等を注視し、必要な支援を検討してまいります。

次に、住まいに関する相談窓口や機能についてですが、住まいに関するご相談については、各所管で丁寧に聞き取りを行い、それぞれ適切な支援につなげているところです。さらに利便性が向上するよう、住まいに関する総合相談窓口の開設に向けて、積極的に検討を進めてまいります。あわせて、住まいの確保と見守り等の生活支援を一体的に提供する高齢者住宅生活支援サービス事業についても、ご利用者の負担軽減等により利用促進につながるよう引き続き検討してまいります。

最後に、こども誰でも通園制度についてです。まず、今年度の事業概要等ですが、施設数拡大の声に応え、区内25の保育施設等で実施し、8月末時点で約110名の方のご利用があります。「子どもに年の近い友達ができた」、「ワンオペ育児に限界を感じていたため救われた」といった声が寄せられております。

次に、令和8年度の本格実施に向けた準備についてです。課題の保育士の負担軽減については、人材確保やDX化の推進に向けた事業者補助の拡充などを行っております。実施施設の拡大については、制度の詳細が国から示され次第、速やかに着手いたします。当制度の目的である全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境の整備を達成するため、着実に準備を進めてまいります。

〔滝澤災害対策担当部長登壇〕

**○滝澤災害対策担当部長** 私からは、トイレトラックと災害時協定についてお答えをいたします。

初めに、トイレトラック導入に係る他区への情報提供についてですが、8月の特別区長会において、トイレトラックの導入と災害派遣トイレネットワークの概要について区長から説明をし、被災地支援の助け合いの輪を築いていくことの重要性について認識を共有いたしました。また、都全体への普及についてですが、これまで都内複数の自治体からの問合せに対応しているところであり、今後も機会を捉えて、都や各自治体に対して積極的に情報提供を行ってまいります。

次に、災害時協力協定等についてですが、まさに「未来のご近所」である飯田市との間では、これまでの交流を踏まえ、災害時に双方がどのような支援ができるかなど、災害時相互援助協定の締結に向けて協議を行っているところです。今後、協議が整い次第、協定を締結してまいりたいと考えております。

また、自治体連携の在り方などについてですが、区としては、首都直下地震などの際には、被災していない地域への広域避難のニーズが高まることを踏まえ、区から移動可能な距離にある自治体との連携が特に必要と考えております。さらに、災害発生時には、被災者支援や罹災証明書の発行など膨大な災害関連業務が発生する一方、平素の行政サービスを速やかに回復していくためにも、自治体間の職員派遣による支援は必要不可欠であると考えております。このため、災害時における相互協力の可能性のある自治体との間で災害時相互援助協定を締結できるよう、引き続き協議をまいります。

次に、交流のある自治体へのトイレトラックなどの導入や災害派遣トイレネットワークの参加の声がけについてですが、先日、飯田市に防災課職員が訪問した際にトイレトラックについて情報提供を行いました。今後も、交流のある他自治体に向けて、区の見組やトイレトラックと災害派遣トイレネットワークについて積極的に情報提供をまいります。

[溝口防災まちづくり部長登壇]

**○溝口防災まちづくり部長** 私からは、A I オンデマンド交通についてお答えいたします。

初めに、A I オンデマンド交通の概要と決定プロセスについてですが、区はこれまで、品川区地域公共交通基本方針において交通サービス圏域外と位置づけた、大崎地区、荏原地区、西大井区について品川区コミュニティバス導入計画を策定し、運行の可能性を検討してまいりました。現在は、西大井地区において循環エリアを除いたルートで試行運行を行っているところです。

今回、A I オンデマンドの実証運行エリアの検討に当たっては、交通サービス圏域外を候補とし、地域の配置状況や道路状況、ミーティングポイントの設置可能性を踏まえ、決定したいと考えております。運行エリアの選定後は、引き続き交通管理者との協議を進めるとともに、プロポーザルによる事業者の選定や運行システムの構築を経て、今年度末から来年度の早いタイミングで実証運行開始を目指して準備を進めてまいります。なお、運賃については現在検討中ですが、他区の実証運行の状況を踏まえて有償での実施を想定しております。

次に、大崎地区や荏原地区、西大井地区の交通利便性向上についてですが、それぞれの地区において、駅やバス停からの距離以外の要因として、地形に高低差があることから移動に負担を感じる方も多いと認識しております。区といたしましては、これから実施するA I オンデマンド交通等の検証結果を踏まえて、それぞれの地区の様々な課題解決に向けて引き続き検討を進めてまいります。

次に、最適な交通手段の検討についてですが、コミュニティバスのメリットは、輸送力が比較的大きいことが挙げられます。デメリットとしては、バスの購入など初期費用がかかること、車幅が大きいため、停留所の設置がかなり限定されることが挙げられます。A I オンデマンド交通のメリットは、車幅が小さいため、ミーティングポイントがバス停と比較してより自宅や目的地の近くに設定できること、時刻表に制限されず、オンデマンドでの予約が可能になることが挙げられます。デメリットとしては、輸送力が比較的小さく、事前予約が必要であることが挙げられます。今後、地域にふさわしい交通手段の検討に当たっては、実証運行の検証結果や区全体の交通計画等を整理していくとともに、福祉的な観点も含めて検討をまいります。

[川島地域振興部長登壇]

**○川島地域振興部長** 私からは、喫煙対策等についてお答えいたします。

まず、喫煙状況実態調査の結果についてです。本年7月、路上喫煙禁止・環境美化推進地区以外の区内20駅周辺において、朝昼夕の合計6時間調査いたしました。その結果、各地区14人から111人、平均約43人の喫煙者を確認するなど、全地区で迷惑性・危険性が否定できない喫煙状況がありました。

次に、喫煙所の増設についてです。指定喫煙所の設置は適地の確保が困難だったこともあり、今後は区の助成事業を活用していただくことで、一般開放可能な民間公衆喫煙所の整備を促進したいと考えております。そのため、設置者の負担が少なくなるよう助成率の引上げを検討するとともに、より一層の事業周知に努めてまいります。区では、吸う人も吸わない人も快適で住みよい社会を目指し、条例改正も見据えた路上喫煙等への規制強化を検討するとともに、喫煙所の整備を促進してまいります。

○あくつ副議長 以上で若林ひろき議員の質問を終わります。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午前11時32分休憩

○午後0時59分開議

○渡辺議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

石田しんご議員。

[石田しんご議員登壇]

○石田しんご議員 国民民主党の石田しんごです。これより一般質問を行います。

我々は、批判よりも提案で、対決ではなく解決を。政策先導型の政治で政策を前に、区民の皆様を上へ押し上げていく政治を目指し、日々活動しております。今回の質問については、主に国民民主党が掲げている政策をベースに地域に落とし込んで、それぞれの課題解決に向けて提案してまいります。よろしく願いいたします。

初めに、公契約条例の制定について質問いたします。

公契約条例とは、ILO第94号条約に基づき、自治体が発注する工事や業務委託などに従事する者の報酬下限額などを規定して、自治体や受注者の責任などを契約事項に加えることを定める条例であります。2009年に全国で初めて千葉県野田市で制定されてから運動が全国へと広がり、現在では全国において88の自治体で、東京23区においても14区で条例が、5区で要綱が制定されるに至っております。私も、この公契約条例の制定に向けては、濱野前区長のときからもう10年以上、仲間の皆さんと共に取り組んできました。品川区でもいよいよ大きな一歩を踏み出していきたいと思っております。

そこで質問です。これまでの本区の取組と現在の取組についてお知らせください。また、これまでの議論を踏まえて、様々な角度で様々な方々からご意見を聞き、制定に向けて取り組んでいきたいと思っておりますが、今後の取組やスケジュールも併せてお聞かせください。

東京23区ではほとんどの区で条例か要綱が定められていて、それらは賃金条項型です。品川区でも、条例制定時にはぜひ賃金の下限額を規定する賃金条項型を選択していただきたいと思っております。また、先進国においては、課題として、賃金下限額を設定しても、そのチェックをするための検査権などを盛り込まず、チェックが機能しないなどの声も聞いております。

そこで質問です。理念型ではなく、賃金下限額の規定とそのチェック体制についてしっかり盛り込んでいただきたいと思っておりますが、ご見解をお聞かせください。また、下請や孫請などへの検査権はしっかりと有したほうがよいと思っておりますが、併せてお聞かせください。

これまでも、品川区が発注する契約に係る労働環境の確認に関する要綱の中にあるように、労働環境の確認を行う契約においては、予定価格が2,000万円以上の工事請負契約や予定価格が2,000万円以上の

委託契約などがありました。新たに条例を制定する際にも条件等を定めていくと思いますが、ぜひ現場などで携わっている方々の意見を十分にお聞きして、よりよいものを築いていただきたいと思います。そこで質問です。対象になる契約の種類と金額などについて現在想定しているものがあれば、お知らせください。また、どのように現場などの声を吸い上げていくのか、併せてお聞かせください。

ある区では、審議会が諮問機関とならず、区長へ答申がされなかったり、審議会が開かれずにいたことによって、労働報酬下限額が地域別最低賃金を下回ったなんて話も聞いたことがあります。そういったことがないように、しっかりと審議会の設置と運用を行っていただきたいと思います。そこで質問です。労働報酬下限額などを決めていく審議会の設置が必要と思いますが、ご見解をお聞かせください。また、しっかりと諮問機関として機能させ、答申を区長にするよう求めますが、併せてお聞かせください。

公契約条例の制定に向けて大きな課題の1つが、煩雑になりがちな手続とその事務処理です。受注者側はもちろんですが、職員の方々にも負担が大きくなるように、最新技術やこれまでの他地区での前例など参考にして取り組んでいただきたいと思います。そこで質問です。煩雑な手続と事務作業にならないように効率的な運営が必要だと思いますが、その点はどのように取り組まれていかれるのか、お聞かせください。

次に、給料が上がる経済の実現について質問いたします。

「けつもんちん」、皆さん聞いたことありますか。国民民主党を支持してくれている方がつくった略語で、旧ツイッターを中心に広まっていきました。それは、国民民主党代表、玉木雄一郎が発した言葉がきっかけでした。「結局、問題は賃金だ」。

1996年をピークに下がり続ける実質賃金、上がらない給料、世界中を見渡しても、先進国で日本のみと言っても過言ではありません。そして、今ある社会課題の多くの原因がこの上がらない給料です。だから、今こそ、積極財政と金融緩和で、大規模、長期、計画的な産業政策と家計第一の経済政策によって好循環な社会の実現に取り組んでいかなければなりません。人への投資、デジタル化やカーボンニュートラルなどへの投資、中小企業支援の強化と賃上げ支援で品川区をさらに元気していきたいと思えます。

特に今の大きな社会問題の1つが少子化です。いろいろと要因はありますが、先日、ある勉強会でソロ経済・文化研究所の荒川和久氏の講演がとてすつと腑に落ちたので、ご紹介したいと思います。少子化は、第3次ベビーブームが来なかったことと未婚化が進んだことから始まっております。それは、少子化というよりも少母化だということです。そして、それは婚姻減によって起きています。また、社会的な結婚お膳立てシステムの崩壊が要因の1つだと思います。そして、一番の要因は、やはり若者の経済環境です。上がらない給料と可処分所得、将来の経済的不安が若者の行動を抑制していると思えます。結婚も出産も消費となってしまっている現代だからこそ、不安なく消費できるようお膳立てが必要だと思います。

そこで質問です。これまでどのような少子化対策への取組をしてきたのか。また、どのように検証されているのでしょうか。そして、少子化対策に最も効果的なのは、給料を上げ、可処分所得を増やすことだと思いますが、今後の取組などについて併せてお聞かせください。

少子化対策、子育て支援、中小企業支援などにおいては、国や東京都も行っているものがあります。特に国が行っているものは異次元とは程遠く、現場感覚とも程遠い施策が多く、そこに品川区としての対策を講じていただきたいと思います。もちろん二重行政にならない範囲でさらに言えば、隙間隙間を

埋めたり、国や東京都を突き上げたりしてほしいと思います。

そこで質問です。国や東京都でも様々な取組が行われていると思いますが、国や東京都が遅れている、もしくはやったほうがいいのにやらないものなどをしっかりと見極めて、よりきめ細かく隙間を埋めるような支援が求められていると思いますが、ご見解をお聞かせください。

政府は、1993年から2004年の間を就職氷河期と位置づけ、約1,700万人がいわゆる氷河期世代に当たります。その中でも、正規雇用を希望しながら非正規雇用で働く人約50万人、仕事も通学もしていない人約40万人と試算され、2020年から支援プロジェクトを実施しているが、効果があるとは言い難い状況です。

そこで質問です。就職氷河期世代への特化した支援について、実態調査の実施、就労支援の充実、東京都と連携して東京ソーシャルファームの活用、生活支援の伴走型リカレント・リスキリング制度の導入、ビジネスケアラー支援の充実など、具体的かつ実効性のある支援を求めますが、区のご見解をお聞かせください。また、就職氷河期採用凍結による人材の世代不均衡是正のためにも、公務員採用の拡大も求めます。併せてお答えください。

中小企業やフリーランスなどにおいては、まだまだデフレと新型コロナの影響があり、厳しい状況が続いております。雇用のセーフティネットの強化、職業訓練などの充実、税や社会保険料、債務の減免措置、インボイス制度の影響調査と実効性ある支援など、区でもできること、一番近くで寄り添う自治体だからこそやれることはまだまだあると思います。

そこで質問です。中小企業やフリーランス支援として、人手不足対策や育成支援、賃上げ減税やガソリン・電気・ガス代の値下げ、ゼロゼロ融資などの返済負担の軽減などの取組強化が求められると思いますが、ご見解をお聞かせください。また、フリーランスやギグワーカー、起業家などに対応した教育や雇用環境の整備についても併せてお聞かせください。

次に、自分の地域は自分で守るについて質問いたします。

品川区災害対策基本条例の第1章第2条に災害の定義があります。これによると、火事以外は基本的には自然災害を想定していると思います。しかし、サイバー攻撃や武力攻撃など、人的災害への対応もしっかり行っていかなければなりません。そこで質問です。本区の考えている災害とはどのようなものを想定しているのでしょうか。また、その1つずつに対応した取組がされているのでしょうか。それぞれご見解をお聞かせください。

品川区区内にもすばらしい技術や大切な企業情報などを持っている企業は少なくないと思います。そうした技術や情報をスパイ活動、サイバー攻撃、不正アクセスによって狙われたり、企業買収や共同研究など合法的な活動を装って仕掛けてくることもあると聞いています。セミナーなどを通じた啓発や補助金などの支援で対策強化に取り組み、区内企業を守っていくことが大切だと思います。そこで質問です。中小企業における情報や技術力の流出についてどのように認識され、対策を取られているのか、ご見解をお聞かせください。

少子高齢化、人口減少、価値観の違いなど要因は様々だと思いますが、町会・自治会の担い手不足が顕在化しています。品川区区内においても、それぞれの地域によって課題などが違うと感じます。組織の在り方、運営方法、行政との関係性、支援方法や持続可能性などしっかりと考えていかなければならないと感じています。そこで質問です。町会の在り方や支援の仕方など、今の時代に、今の社会に、そして未来に向かって変化をしていかななくてはならないときに来ていると思いますが、どのようにお考えでしょうか。ご見解と対策をそれぞれお知らせください。

災害対策として、避難所運営について2点ご提案します。1点目は、避難所内での治安・防犯対策です。これまでも様々な指摘があったと思いますが、その対策は避難所連絡会議が担っていると思います。しかし、警察などと違い、その権限は限られています。どこまで治安維持ができるか、とても不安です。一定の権限を与えたノウハウを持った自警団的な組織の形成が必要と考えます。そして、2つ目は、ペット同行避難においては、より快適に安心していただけるような整備が必要だと思います。例えば、エアテントなどの活用があります。エアテントは、迅速な設置、設置条件の柔軟性、多目的利用、安全性と快適性、容易な移動と再設置などの優れた面を持ち、災害時にはとても重要な役割を担います。また、平時にもイベントなどでブースとして、また、熱中症対策などにも活用できます。そこで質問です。避難所運営における治安対策とペット同行避難について、それぞれご見解と対策をお聞かせください。

東京都では、顧客等と働く全ての人とが対等な立場に立って、互いに尊重し合う都市をつくり上げるとともに、カスタマーハラスメントのない公正で持続可能な社会を目指していくため、全国初となるカスタマーハラスメントを防止するための条例の制定を目指していると聞いています。品川区でも、職員の名札の見直しなどはこれまで取り組んできたことと思います。東京都の条例制定などの動きを注視していただき、品川区におけるハラスメントの防止等に関する基本方針の中の定義にカスタマーハラスメントを追加し、一部改正をすることが必要と考えます。そこで質問です。本区としても、職員向けと区民向け、それぞれのカスタマーハラスメント対策の強化が必要と思いますが、今後の取組についてご見解をお聞かせください。

最後に、人づくりこそ地域づくりについて質問いたします。

資源のない我が国、そして品川区において唯一の資源は「人」です。人への投資で未来を切り拓き、品川区をもっと元気にしていきたいと思えます。そして、その実現には教育が極めて重要であり、大きな鍵を握っていると思えます。品川区では、これまでも公教育においては様々な施策を展開して、「教育の品川」と言っても過言ではないくらい力を入れてきたと思えます。

しかし、現在の日本社会では貧困と格差が広がり、2021年では相対的貧困率は15.4%で、30年前より1.9ポイント高くなり、アメリカやイギリスなどと比べても経済格差がやや大きい状況であります。全ての子どもが人生の平等なスタートラインに立つためには、教育の無償化がとても重要であります。そこで質問です。教育無償化の実現に向けてさらに取り組んでいただき、東京都や国を動かしていただきたいと思えますが、今後の取組についてお聞かせください。

皆さんも、生成AIって何となく聞いたことがあると思えます。それは、データから学習して、テキスト、画像、動画、音声など多岐にわたるコンテンツを新たに生み出す人工知能であります。プログラムなどの専門知識は要らず、誰もが簡単に利用でき、業務効率化やアイデア創出など様々なメリットがあります。先日、アップル社が発表したiPhone 16のスマートフォンは生成AIに対応。もうすぐその手のひらに、生活の一部に入ってきている生成AI。品川区としても、ぜひ早期に職員研修をはじめ、あらゆる業務、施策、サービス、事業で活用するべきと思えます。

そこで質問です。時代の変化や技術の進歩がものすごい勢いで進んでいる中で、生成AIなどの活用は極めて重要であり、民間企業とのより一層の連携・共創が求められていますが、これまでの取組と今後の展望をお聞かせください。

人生100年時代への対応もどんどん始めていかなければなりません。働き続けたいシニア世代が働き続けられるように区内企業へ高齢者の積極的採用を促し、シルバー人材センターと連携を図り、地域包括ケアシステムの取組拡充・強化、バランスの取れた医療・介護サービス提供体制の構築など取組が必

要と思います。また、孤独・孤立対策なども、24時間365日チャット相談体制の拡充も大事です。これらを支えていくのもやはり人です。医療や介護、保育に従事されている方たちの賃上げもとても重要です。そこで質問です。人生100年時代への取組が求められていますが、これまでとこれからの取組についてご見解をお聞かせください。

品川区では、本年4月1日から品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための条例が施行されました。その実現には、様々な複雑に絡み合ったものをほどこき、変化させたり、なくしたり、新たなものをつくらなければなりません。今回は、その中でも特に2つの施策についてお聞かせください。1つは、教育、就職、賃金、経営、政治参加など、あらゆるライフステージと政策における男女格差の是正についてです。そして2つ目が、障害、ヤングケアラー、不登校、ひきこもり、外国ルーツ、性的マイノリティなどの、子どもが互いを理解し、共に学べるインクルーシブ教育の環境づくりについてです。

そこで質問です。男女格差をなくし、インクルーシブ教育の環境整備など、多様性社会の実現に向けて具体的にどのように取り組んでいくのか、ご見解をお聞かせください。

以上で私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔森澤区長登壇〕

○森澤区長 石田しんご議員の一般質問にお答えします。

私からは、公契約条例の制定についてお答えします。

区はこの間、公契約条例を制定した自治体の動向や区内関係団体との意見交換を行い、研究をしてみました。このたび、公契約条例の制定に向けて、学識経験者、事業者団体、労働者団体の委員で構成する検討委員会を立ち上げ、広く意見をお聞きしております。今後は、検討委員会での意見を踏まえて、第4回定例会での条例案の提案を目指し、さらに検討を進めてまいります。

次に、賃金下限額の規定とチェック体制についてですが、検討委員会においても、労働報酬下限額の規定と、労働者からの申出があった場合に区が下請等を含め検査できるという規定を設けてはどうかとの意見をいただいているところであり、さらに具体的に検討をしております。

次に、対象となる契約の種類と金額については、検討委員会において他区の状況や現在区が実施している労働環境チェックシートの対象などを説明し、各委員から様々な意見をお聞きしているところです。こうした委員会の意見を踏まえ、検討をしております。

次に、審議会については、適正な労働環境を確保するためには必要と考えており、労働報酬下限額等を調査・審議するための審議会を設置する予定であります。

最後に、効率的な運営についてですが、検討委員会においても、煩雑な事務手続などにより受注者や区職員の負担が大きくなるようにとの意見をいただいております。他自治体の取組を参考にしながら、提出書類の電子化等、受注者等の負担軽減について検討をしております。

〔久保田企画経営部長登壇〕

○久保田企画経営部長 私からは、少子化対策等と生成A Iの活用等についてお答えいたします。

初めに、少子化対策等についてです。

区は、令和5年度より、「子育て3つの無償化」や「0歳児見守りおむつ定期便」などに取り組むとともに、令和6年度からは学用品の無償化や産後ケア事業の拡充など、「子育て・教育で選ばれるしながわ」の実現に向けて、政策を加速化して取り組んでいます。子育て・教育に係る経済的負担を軽減し、誰にとっても子どもを産み育てやすい環境を整備することは、子育て世帯の可処分所得につながり、少

子化対策に資するものと考えております。こうした区が取組が少子化対策にどれだけ効果があったかを検証することは短期的には困難ですが、事務事業評価などにより各施策を検証し、より効果的な取組について検討してまいります。

現在、少子化対策については、国、東京都、品川区がそれぞれの役割に応じて進めており、区は、区民に最も身近な基礎自治体として、区民ニーズを踏まえたきめ細かい施策を迅速かつ確に実施していかなければならないと考えております。例えば、学校給食の無償化については、本来であれば国の負担において無償化すべきものと考えておりますが、令和5年度に品川区が国や東京都に先んじて実施したことで他自治体に広がり、令和6年度からは東京都が2分の1助成を開始したところです。区としては、今後も「区民の幸福（しあわせ）」、すなわちウェルビーイング向上の観点から真に必要な施策について、他自治体に先駆けスピード感を持って取り組んでまいります。

次に、生成A I等についてお答えします。

初めに、生成A Iについてです。区は、全職員が生成A Iを利用できる環境を整備し、施策立案のアイデア創出、アンケート分析など多岐にわたる業務に活用し、区民サービスの向上と業務効率化の両立を図っているところです。今後も生成A Iを活用し、業務の効率化はもとより、客観性のある定性分析やE B P Mに基づく政策立案を進めるとともに、民間企業との連携・共創も視野に入れつつ、効果的・効率的な区政運営に努めてまいります。

次に、人生100年時代への対応についてです。これまでに、高齢者の健康や就労に関すること、地域福祉や介護保険に関すること、生きづらさを抱えた方への支援などに取り組んできたところです。今後の取組といたしましては、人生100年時代を健康と生きがいを持って過ごすことができるよう、これまでの取組をさらに充実するとともに、区民、地域団体、行政など様々な主体が協働して「区民の幸福（しあわせ）」、ウェルビーイングにつながる施策を展開してまいります。

次に、多様性社会の実現に向けての取組についてです。今年度より施行している品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための条例では、誰もが自分らしく生きられる社会の実現を目指しています。この条例に基づき、庁内関係機関等と連携を図り、男女格差の是正、ジェンダー平等推進に一層取り組んでまいります。また、学校の環境づくりについては、今後も人権教育の取組を継続するとともに、誰一人取り残さない、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けての教育を推進していく中で整備してまいります。

〔川島地域振興部長登壇〕

**○川島地域振興部長** 私からは、給料が上がる経済の実現についてのご質問のうち、就職氷河期世代への支援および中小企業やフリーランス支援の強化についてと、自分の地域は自分で守るのご質問のうち、中小企業の情報や技術力の流出対策および町会・自治会支援についてお答えいたします。

まず、就職氷河期世代への支援についてです。区では、政府の実態調査なども踏まえ、就職氷河期を体験したいわゆるミドル世代を対象に、就労相談などに加えてミドル世代に特化した就業支援セミナーを実施してまいりました。今後は、国や都と連携して、ソーシャルファーム事業や伴走型のリカレント・リスキリング支援事業の案内および活用支援などを進めてまいります。また、介護などの事情を抱える方を含め、働きやすい職場環境の整備に向けて、社会保険労務士を企業に無料で派遣する独自の支援制度なども実施しており、引き続き国や都との連携を図りつつ、就職氷河期世代も含めた就労支援を充実させてまいります。

なお、職員の採用拡大については、特別区ではこの世代を対象にした採用区分を設けており、区でも

毎年数名採用しています。今後も状況を見ながら、採用人数について検討をまいります。

次に、中小企業やフリーランス支援の強化についてお答えします。区では、人手不足・人材育成対策として、雇用確保・定着やビジネススキルの向上を目的としたセミナー開催や、助成金による支援を実施しています。電気・ガス代などの削減対策については、本定例会において、省エネ効果が期待される設備更新への助成金創設の提案を予定しております。また、資金借入れの際、当初3年間を無利子とし、信用保証料を全額補助する緊急の融資あっせん制度について、令和7年3月末まで半年間の期間延長を行うなど、返済負担軽減の取組を進めているところです。

さらに、区の創業支援センターでは、フリーランスやギグワーカー、起業家なども含め、能力向上につながる各種セミナーや、弁護士・税理士・社会保険労務士による無料相談会などを開催しております。今後も、基礎自治体として社会経済環境の変化に対応した支援を実施まいります。

次に、中小企業の情報や技術力の流出対策についてです。区では、情報セキュリティや知的財産権の保護なども含めた各分野の専門家を無料で企業に派遣し、問題解決に向けた助言・指導を行うビジネス・カタリスト制度を平成15年度より実施しています。また、セミナーによる啓発のほか、情報セキュリティに関する国際認証または特許権取得のための助成も実施しており、引き続き中小企業を守る取組を進めてまいります。

次に、町会・自治会支援についてです。区では、多くの町会・自治会で役員の高齢化や担い手不足、マンション住民との関係構築の困難さといった課題を抱えていることは認識しており、町会・自治会活動のDX、多様な主体との連携強化、マンションとの関係構築促進など、財政的な支援に加えて個別の課題解決に向けた伴走型支援などを導入し、その活動を下支えしてきたところです。今後も、町会・自治会は区の協働の最大のパートナーとして、時代の変化に即応した支援を実施まいります。

#### 〔滝澤災害対策担当部長登壇〕

○滝澤災害対策担当部長 私からは、地域の守りにおける防災に係る質問についてお答えいたします。

初めに、人的災害の対応についてです。区では、自然災害等に対しては災害対策基本法に基づき品川区地域防災計画を、武力攻撃事態等に対しては国民保護法に基づき品川区国民保護計画を、およびサイバー攻撃に対してはサイバーセキュリティ基本法に基づき品川区情報セキュリティ基本方針を定めて、それぞれの事態に対応した取組を実施しております。

次に、避難所運営についてですが、被災者が落ち着いて避難生活を送っていただくためには安全対策は重要です。区では、避難所運営組織における安全対策を担当する防火・警備部を避難所運営会議に設けることを推奨しているところであり、避難所運営には防災区民組織の役員だけではなく、避難者からも選出して運営に協力をしていただくこととしております。さらに、避難所における防犯ブザーの導入について補正予算を本定例会に提案しており、より一層充実した安全対策について現在検討しております。

次に、ペット同行避難についてですが、現在、避難所運営マニュアルの見直しの中で、ペットの避難スペースを設置し、全ての避難所においてペットを受け入れられる体制を整えているところでもあります。一方で、ペット同行避難のための広いスペースの確保が困難な避難所もございますので、今後研究をまいります。引き続きペットを飼っている方も飼っていない方も安心して避難生活を送れるよう、避難所の体制を整備まいります。

#### 〔柏原区長室長登壇〕

○柏原区長室長 私からは、カスタマーハラスメント対策についてお答えいたします。

東京都は、いわゆるカスタマーハラスメント防止のための条例を現在都議会で議論しているところであり、さらに、条例の制定に加え、カスタマーハラスメントの具体例や防止策のポイントをまとめた指針等も作成予定であると聞いております。品川区としましては、厚生労働省作成のポスター掲示や名札の表記を苗字だけにすることに加え、今年度、ハードクレームに対応するための研修や、通話録音装置の導入に向けた取組を行っております。東京都の動向も踏まえつつ、引き続きカスタマーハラスメント防止に必要な取組を進めてまいります。

〔米田教育次長登壇〕

○米田教育次長 私からは、教育の無償化についてお答えいたします。

区は、これまでも国や都に先駆け、学校給食や補助教材費の無償化を実施してまいりました。また、本定例会では、補助教材費無償化の対象を特別支援学校に拡大する補正予算を提案しております。なお、教育の無償化は本来国が実施するものと考えており、様々な機会を通じ、国に財源等を求めてまいります。

○石田しんご議員 それぞれありがとうございました。自席より発言させていただきます。

少子化対策において1点だけお聞きしますが、子育て支援や教育についてもすごく力を入れてやっていたことは分かっています。ただ、私が今回言っているのは、少子化対策は、子育てや教育だけではやっぱり限界が来ていて、いわゆる子育て・教育の支援というのは、1から2、ないし2から3をどうやって増やしていくかという部分であって、ゼロから1をつくっていくものではなかなかできていないというのが現状です。

だからこそ、私は、少子化対策に必要なのはやっぱり給料を上げること、そして可処分所得をしっかりと増やすこと、この1点に限ってくるのではないかとこのように提案をし、質問をさせていただきました。その部分は何らご答弁がなかったのが、子育て・教育は十分理解はしているんですが、それ以外でどうやって少子化対策に取り組んでいくのかということをお聞きしたので、そこだけでも一度お聞かせください。

〔久保田企画経営部長登壇〕

○久保田企画経営部長 私からは、石田議員の再質問にお答えいたします。

少子化対策についてでございますけれども、先ほど、私どもが取り組んでいます子育て・教育で施策をご紹介させていただきました。私どもは、そういった取組を進めていく中で、少子化対策にも資するものというふうに考えてございますし、それ以外の施策についても総合的に進めていくことで、少子化対策に取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。また、先ほどもご答弁申し上げましたが、子育て・教育に係る経済的な負担を軽減することで、子どもを産み育てやすい環境をつくっていくといったこと、これが子育て世帯の可処分所得にもつながるものと考えているところでございます。

○石田しんご議員 ありがとうございます。この後、決算とかがいろいろあるので、そこで言いますけど、それはそうなんです。子育て支援・教育を一生懸命やっていたらいいんだけど、それでは今、少子化というものが脱出することができないからこそ、大事なことは給料を上げて可処分所得を増やしていくということだと思います。なので、ぜひその感覚を変えていただきたいなと思いますので、これは今日は要望でとどめますけど、少子化対策の感覚をぜひ区役所全体で変化をしていただきたいなと思います。

以上です。

○渡辺議長 以上で石田しんご議員の質問を終わります。

次に、鈴木ひろ子議員。

[鈴木ひろ子議員登壇]

○鈴木ひろ子議員 日本共産党区議団を代表して、一般質問を行います。

まず初めに、23区で品川区だけが地域に設置していない地域包括支援センターを設置し、安心して住み続けられる地域づくりの拠点をです。

認知症が心配、介護が必要になった、自宅ではもう限界など、困ったときの総合相談窓口が地域包括支援センター（以後、包括センター）です。今から19年前に創設され、保健師、社会福祉士、主任ケアマネの3つの専門職を高齢者3,000人から6,000人に1人ずつ配置することを国が義務づけた制度です。2006年度から活動が開始される中、23区で品川区だけが地域に1か所もつくりませんでした。

品川区は、18年前の制度を変えず、在宅介護支援センター（以後、在支）を包括センターのサブセンターと言っていますが、そこにはケアマネジャーしかおらず、保健師と社会福祉士の専門職が配置されていません。その配置を求めると、区は、配置されている他の自治体よりむしろしっかりケアができていると、根拠もなしに豪語してきました。今回、品川区の在支と地域に28か所の包括センターを設置し、3職種を配置する世田谷区の担当課長と係長から直接お話を伺いました。品川区と世田谷区の根本的な違いを具体的に示し、包括センター設置を求め、質問します。

まず第1に、人員体制です。品川区の保健師4人に対して世田谷区は56人。桁が違います。社会福祉士は23人に対して92人です。人口対比で計算すると、保健師は6倍、社会福祉士は1.7倍です。主任ケアマネを加えた全体でも1.5倍の体制です。品川区の在支には保健師と社会福祉士が配置されていないため、日常的に専門職によるチームでの対応ができないことが決定的です。品川区の医師会からも、在宅医療のために相談窓口で看護師や社会福祉士の確保は必須と要望が出されています。

区は、高齢福祉課が包括センターを直営で運営しており、そこに保健師を4名配置していると言いますが、世田谷区では、包括センターの保健師56名に加えて、高齢福祉関係で本庁と支所に合計十数名の区職員の保健師を配置し、包括センターをバックアップしています。厚労省の規定からも大きく下回り、世田谷区の6分の1でしかない保健師配置を見直し、保健師の定数増を求めます。いかがですか。こんな体制でなぜ他の自治体よりしっかりしたケアができていると言うのか、根拠を示してください。

第2に、業務の中身です。品川区の在支では、日常の業務のほとんどが寄せられた相談対応と要支援のケアプラン作成に追われ、その他の業務としては、月1回の地区ケア会議の開催が主な業務です。世田谷区では、地域の実態把握として訪問を位置づけ、その数、年間3万5,000円件。訪問対象者リストを作成し、本来支援が必要な人を発見し支援につなげたり、介護予防事業や継続的な見守りにつなげています。実態把握のための訪問活動が品川区では行われていません。包括センターとして位置づけるべきと考えますが、いかがでしょうか。

さらに、世田谷区では、啓発活動として、いきいき講座と称して、年間268回、4,500人が参加。内容は、筋力アップ、栄養改善、認知症ケア、消費者被害防止、ホームの選び方、熱中症予防、防災、スマホの使い方などなど、高齢者の生活に密着した問題の解決や、介護予防の普及啓発などを目的に行われています。注意喚起や啓発とともに、高齢者が外に出るきっかけにも活用されています。品川区に今年の猛暑に対して高齢者への熱中症予防の啓発学習会をどこに依頼できるか相談しましたが、その部署がないとのことでした。品川区としても、地域での啓発活動を位置づけるべきと考えます。いかがでしょうか。

第3に、認知症ケアの推進についてです。世田谷区では、包括センターごと認知症専門相談員を配置し、相談を受けています。世田谷区認知症とともに生きる希望条例がつけられ、本人が自らの思いを発信、社会参画しながら地域で希望を持って暮らせるまちの計画を策定。世田谷版チームオレンジが取り組まれ、包括センターが認知症サポートセンターと連携しながら推進しています。認知症初期集中支援チームの令和5年度実績は150人、訪問延べ件数は566回に上ります。

品川の初期集中支援チームの実績はゼロです。サブセンターとしての在支における認知症ケアの推進の体制と果たしている役割は何か、伺います。なぜ品川では初期集中支援チームが機能していないのか、その理由も伺います。認知症になっても希望を持って暮らせる地域づくりのためには、地域ごとの包括センターが必須ではないか、伺います。世田谷区では、ほかにも地域におけるネットワークづくりや医療と介護の連携の取組、あんしん身守り事業などなどが取り組まれています。

第4に、品川区は包括センターの年度ごとの事業実績と計画をつくっていない問題です。世田谷区は、毎年28か所の包括センターごとに10項目の業務について、詳細な実績報告と次年度の事業計画が出されています。これが地域の課題を明らかにし、高齢者への支援を充実させることにつながっています。さらに、来年度から予算を増やし、包括センターの体制強化の方針を打ち出して、専門職をもっと増員するとしています。

品川区では、実績報告はケアプランの数と相談件数しかなく、次年度の事業計画はありません。18年前、福祉予算抑制のために品川区だけが地域に包括センターをつくりませんでした。地域には複合的な様々な問題が現存し、対応が求められています。このまま放置すれば、ますます他区と差が広がることになります。品川区としても、包括センター直営、サブセンターそれぞれの事業実績と計画を毎年つくるべきです。そして、公表を求めます。専門職を配置した地域包括支援センターを地域に設置するよう求めます。いかがでしょうか。

次に、障害者権利条約と「勧告」を生かし、当事者参加を位置づけて、グループホーム増設やインクルーシブ教育など権利保障の具体化をです。

日本が障害者権利条約を批准してから10年が経過。2022年9月には国連から93項目もの勧告が出され、障害者の様々な課題を根源的に解消するよう政府に求めています。この間、障害者団体の皆さんとの懇談でたくさんのご要望をいただきました。障害者福祉の現状は、権利条約からは程遠いと言わざるを得ません。あらゆる場面で当事者参加を位置づけ、障害者権利条約と勧告を生かす立場での充実を求め、以下3点質問します。

まず初めに、グループホームの増設です。出石グループホームでの申込みが16の定数に87人、5倍を超えました。しかし、今後の計画は2か所で20人分しかありません。「何度申し込んでも入れない。遠くの施設に入れられてしまうのではないか」、「家族の気力・体力があるうちに独立した生活にしてほしい」と切実な声が寄せられ、多くの障害者団体から毎年強い要望が出されています。区内のグループホームが少ないため、多くの方が区外に入らざるを得ません。地域移行の受皿としても必要です。

森澤区長は、グループホーム100人分増設を掲げましたが、計画は20人にとどまっています。現在、グループホームと入所施設に入っている人数、そのうち区外の人数をそれぞれ伺います。区長公約の100人分は、いつまでにどのように実現させるのか伺います。区は何人分必要と考えるのか、合計数と障害種別ごとにお答えください。必要数を計画を立てて増設するよう求めます。区が公募した施設の入所者選定は、点数制など透明性・公平性が担保される仕組みとすべきです。いかがでしょうか。

2つ目に、医療的ケアの必要な人への通所施設とショートステイの施設整備です。障害者権利条約は

差別の禁止と合理的配慮をうたい、差別解消法で行政に義務づけています。人工呼吸器を使用するAさんは高校卒業後、区内に受け入れる通所施設が1か所もないため、週1回、大田区の都立北医療センター城南分園に。通所以外の週6日間は自宅に閉じ籠もる生活を8年間も余儀なくされてきました。今年6月、大田区に呼吸器使用者も受け入れる通所施設が開設され、やっと週2回通所できることになりました。すると、今度は城南分園から通所を断られました。分園通所時の品川区の依頼文書が「通える施設ができるまで週1回だけ」と限定していたためです。

この間、区立の医療的ケア者の通所施設で受け入れてほしいとも訴え続けてきました。しかし、呼吸器使用者は体制上困難と断られ続け、今年3月の時点でも受け入れない。3年後の施設拡充時に検討すると言われたのです。ところが、品川区の依頼文書を理由に城南分園に断られるや、今年7月、突然区立の施設から品川区から依頼があったと連絡があり、8月から呼吸器使用でも受け入れることとなりました。

なぜ8年間にわたり呼吸器使用者を受け入れなかった区立の通所施設が現施設のまま急遽受け入れたのか。受入れができるのになぜ8年もの間受け入れてこなかったのか、その理由を伺います。家に閉じ籠もらざるを得ない状況を長期間放置してきたことは区の責務であり、合理的配慮を怠ったことではないのか伺います。品川区に呼吸器使用者を受け入れるショートステイはいまだありません。一刻も早くつくるべきです。いかがでしょうか。サービスを利用するために必要な介護タクシーの予約料、電車代、基本介護料の助成を求めます。タクシー券の増額も求めます。いかがでしょうか。

3つ目に、発達障害児への支援と教育の体制整備についてです。文科省の調査でも、小中学生の8.8%に発達障害の可能性があるとされ、支援の充実が求められています。特別支援教室の教員配置基準は、子ども対教師が12対1です。実際は品川区全体の子どもの登録数を12で割った教員の配置でしかないため、学校によっては12人を大きく超える子どもを受け持たなければなりません。しかも、病休者が出て補完がないため、多いときは20対1など限界を超えるような過重負担になっています。また、特別支援教室に配置される教員も事前に研修を受ける仕組みがないため、より負担を増しています。

東京都に対して、特別支援教室の教員配置を学校単位で最低12対1とするよう求めてください。特別支援教育に当たる教員に対して実務前の研修を求めます。一般教員へも特別支援教育についての正しい知識や手立てを学ぶ場をつくるよう求めます。それぞれいかがでしょうか。

小学校では、発達障害教育支援員が各学校1名ずつ配置されましたが、支援が必要な子が増える中、学校に1人では不十分です。支援員が支援する子どもの人数は小中学校それぞれ何人か、5年前と現在の人数をお答えください。また、支援員の平均受持ち人数と子どもへの週当たり平均支援時間数をそれぞれ伺います。子どもたちが必要な支援が受けられるよう、支援員の増員とスキルアップなど体制強化を求めます。特別支援教育について、体制整備や職員研修、父母への啓発などを推進するために、特別支援教育推進計画の作成を求めます。いかがでしょうか。

次に、大軍拡でなく外交こそ平和の道。高まる核使用の危機、今こそ核兵器禁止条約の批准を国に求めよです。

第2次安倍内閣、安倍政権以来、日本は5年間で43兆円もの大軍拡。敵基地攻撃能力の保有や武器輸出、自衛隊と米軍の統合一体化など、戦争国家への道を突き進んできました。自民党の総裁選では全員が改憲の大合掌。軍事費は来年、過去最高の8.5兆円を要求。文教関係予算の2倍です。軍事対軍事の一辺倒で、外交戦力がありません。軍事費の拡大は、暮らし、社会保障、教育、防災、気候危機対策の予算を圧迫。増税や社会保険料の負担増によって、暮らし、命が潰されます。

今、品川区でも、イベントへの装甲車の展示や小6の社会科見学で防衛省見学など、自衛隊を身近なものにしようという動きが強まっており、憲法9条を変えて戦争できる国づくりへの動きが、足元からひたひたと広がっています。平和について質問すると、区は、防衛、安全保障は国で議論すべきとしか答えません。しかし、今、区長としてどう向き合うのかが問われています。大軍拡によってこれほど平和の危機が高まり、区民の暮らしも命も脅かされている中で、国で議論すべきとの答弁を繰り返すだけで区民の命を守れるのか伺います。今こそ改憲と軍拡に反対の意思表示を示すべきです。いかがでしょうか。

軍事対軍事で平和を守ることはできません。憲法9条を生かした外交こそ必要です。共産党は、全ての国を包摂した平和の枠組み、東アジア平和提言を提案しています。核使用の危機も高まっています。ロシアが核使用で世界を脅し、アメリカも状況次第で先制的に核攻撃を行うとしています。NATOも核抑止論が強まり、岸田政権は日米一体で核抑止力を強化するとしています。核抑止は、いざとなれば核兵器を使用するぞという脅しです。今こそ核兵器禁止条約の批准こそすべきです。既に条約への署名93か国、批准70か国に上ります。

区長も加盟し、全国99.9%の首長が参加する平和首長会議の国内総会は、昨年10月、岸田政権に対して核抑止論からの脱却、条約への締約国会議へのオブザーバー参加と、一刻も早く条約に署名・批准することを求める要請書を提出しました。遂に全国の首長たちがここまで求めるところまで来たのです。区長は、平和首長会議の政府に核兵器禁止条約に署名・批准を求める要請書と同じ立場でしょうか。伺います。日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める署名に区長がサインすることを求めます。いかがでしょうか。

最後に、羽田空港で4年間1,798件の部品脱落。住民の命を守るため、みんなの力で都心ルートを撤回させよです。

羽田問題議員連盟しながわの呼びかけで、7月18日にきゅりあんで行われた羽田新ルート問題23区議会議員交流集会。渋谷、港、新宿など11区44人の区議が集合。共産、立憲、ネット、れいわ、参政、無所属など超党派、行政区を超えた画期的な一点共闘の場となりました。集会前に低空飛行の現地体験を行い、他区の議員からは「飛行機のおなかが見え、豪音に恐怖を感じた」など、驚きの声が上がりました。

「近所の翻訳家が60万円かけて二重窓にしたが、それでも仕事に影響があり、引っ越した（新宿）」、「テレビが聞こえない。車輪を下ろすところが中野、渋谷と言われており、落下物への不安の声が寄せられている」など、各区の被害の実態、住民運動や議会論戦の様子が報告・交流され、今後も情報提供や連携を強めていく一歩となりました。羽田新ルート問題への解決へ区は他自治体とどのような連携の取組を行っているのか伺います。区としても主体的な他区との連携の取組を行うべきだと思います。いかがでしょうか。

新ルート開始から4年半。住民は被害や危険にさらされ続けています。共産党の質問趣意書によると、主要7空港で2017年以降発生した1キログラム以上の部品欠落は42件。うち発見されたものは19件。空港敷地内以外に12キログラムのものが海岸に、25キログラムのものが海に落ちています。未発見の中には83キログラム、97キログラムというものもあります。羽田空港での部品欠落は、最近4年間で1,798件に上ります。たまたま事故になっていないだけで、落下物事故はいつ区内で発生してもおかしくないというのが現実なのです。区長自らが安全と答弁できない危険な都心ルートは、撤回を国に求めるべきです。いかがでしょうか。

以上で一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔森澤区長登壇〕

○森澤区長 鈴木ひろ子議員の一般質問にお答えします。

私からは、地域包括支援センターについてお答えします。

区では、高齢者福祉課を直営の統括型地域包括支援センターに位置づけ、地域の高齢者を支えるために20か所の在宅介護支援センターをサブセンターとして設置し、機能分担をしているところです。区と各在宅介護支援センターをオンラインで結ぶことで、区内の身近な場所で相談できる体制を構築し、その内容を情報共有することで、困難事例にも迅速かつ適切に対応できることを最大の特徴としてきたところです。

一方で、今後のさらなる高齢化の進展を見据えたとき、医療と介護の連携や認知症施策、介護予防の推進など、より高度な専門性が求められることから、地域包括支援センターおよび在宅介護支援センターが区民ニーズに的確に応えられるよう、いま一度制度の根本に立ち返り、機能や役割分担等について検証する時期に来ていると考えており、地域包括ケアシステムの再構築を検討してまいります。

〔寺嶋福祉部長登壇〕

○寺嶋福祉部長 私からは、地域包括支援センターおよび障害児福祉についてお答えいたします。

初めに、地域包括支援センターですが、専門職については、サービス提供の実態に応じた配置をしております。直営で運営することにより、保健センターをはじめとする関係各課とのスムーズな連携が可能となり、ケアの充実を図っております。

次に、実態把握のための訪問活動ですが、区では、高齢者実態調査に基づく情報や民生委員による定期訪問、支え愛・ほっとステーションによるアウトリーチ等による情報を基に、高齢者福祉課と在宅介護支援センターの職員が連携して訪問し、介護サービスなど必要な支援につなげております。

次に、地域での啓発活動についてですが、区では、リハビリ専門職によるフレイル予防講演会などを開催し、介護予防の普及啓発に努めております。一方、在宅介護支援センターは、医師による熱中症対策の講演会や、地域の商店や住民、小中学生などを対象とした認知症サポーター養成講座を実施しており、区と在宅介護支援センターが役割分担することで、機能強化を図っております。

次に、認知症初期集中支援チームですが、対象区域ごとに2チームで体制を組み、実施しているところです。実績が少ない理由としては、在宅介護支援センターにおいて適切に対応が完了しているケースが多いためであると認識しております。

最後に、地域包括支援センターの事業計画については、第九期品川区介護保険事業計画の中に包含しており、毎年、その運営状況を公表しております。

次に、障害者福祉についてお答えします。初めに、グループホームについてですが、本年7月現在、グループホーム利用者は277人、施設入所者は249人で、このうち区外のグループホーム利用者は178人、区外の施設入所者は146人です。グループホーム整備については、令和3年度末から本年8月末までに71名分の定員増、さらに令和8年度末に向けて20名分の整備を予定しており、合計で91名分の定員増を計画しています。計画数値の100名に向けて、民間事業者へ補助金制度の周知を強化するなど、引き続き整備促進に努めてまいります。

今後の整備目標については、障害福祉計画でサービス見込量を令和8年度まで設定しており、令和6年度の見込量は317人、うち精神障害の対象が123人となっております。整備に当たっては、条件に合う土地の確保という課題がありますが、目標達成に向け努力してまいります。また、入所者選定は事業者

が行いますが、選定方法については事前に区と協議することとしており、実際に選定が適正に行われていることを確認しております。

次に、人工呼吸器を使用している方の受入れについてです。このたび、施設をご利用いただけることとなりましたのは、施設・病院との協議の結果によるものです。これまでの間、個別にご相談をお受けし、健康状態等を踏まえた医療的な支援方法を確認するとともに、施設・病院と相談を継続してまいりました。ご利用が難しかった理由につきましても、施設・病院との協議の結果によるものです。

区としましては、施設・病院と相談を続けるほか、障害者ご本人の希望に沿って、地域活動支援センターやイベントへの参加を支援してまいりました。また、在宅レスパイト事業や救急代理通報システム等のサービス提供によりご家族の負担軽減を図るなど、可能な限り対応に努めてまいりました。ショートステイについては課題として認識しておりますが、利用者の健康状態や施設・病院の状況等により対応が異なるため、個別相談により対応させていただきます。

次に、介護タクシーの予約料、迎車代、基本介護料等についてですが、常時車椅子をご利用されている方については、介護タクシーのご利用等について費用をご負担していただいている状況にあるため、今後、負担軽減等について検討してまいります。

〔米田教育次長登壇〕

**○米田教育次長** 私からは、教育に関する質問にお答えいたします。

まず、特別支援教室の教員配置につきましては、引き続き東京都教育委員会に対して伝えてまいります。研修については、4月当初、新任・転任教員を対象に実施する品川区の教育についての研修の一環として、特別支援教育の内容を取り入れています。一般教員への研修については、年次研修や特別支援教育コーディネーター向けの研修を実施しておりますので、各学校での校内研修を含め、引き続き充実できるようにしてまいります。

次に、支援員についてです。令和元年度、学習支援員は、小学校前期課程では約370人、中学校後期課程では20人の児童・生徒に対して配置しておりました。今年度、小学校前期課程では、これまで配置していた学習支援員を生活支援も行う発達障害教育支援員に転換しており、約580人の児童に対して配置しています。中学校後期課程では、学習支援員を約50人の生徒に対して配置しています。

平均受持ち人数や子ども1人当たりの支援時間につきましては、発達障害教育支援員は小学校前期課程へ1日7時間掛ける5日の週35時間の配置、学習支援員は中学校後期課程へ週8時間の配置となり、その配置時間の中で対応しているため、各学校の実態で異なっております。平均いたしますと、学習支援員は約3人で約2.7時間、発達障害教育支援員は約15人で約2.3時間となっております。今後も、子どもたちへの支援がより充実していくように努めていくとともに、質の向上に向けた研修を実施してまいります。

推進計画につきましては、現在、長期基本計画、総合実施計画に基づき区の特別支援教育を進めており、現在策定中の教育振興基本計画で方向性を示してまいります。

〔柏原区長室長登壇〕

**○柏原区長室長** 私からは、平和に関するご質問についてお答えいたします。

まず、国際社会における外交・安全保障に関する事項は、国の専権事項として国会の場で議論を十分に尽くすべきものと考えるところであります。

次に、平和首長会議についてですが、加盟都市が連帯・交流を図り、情報収集や事業のレベルアップなど、それぞれの自治体の取組へつなげていくためのものと理解をしております。区といたしましては、

非核平和都市品川宣言に基づき平和事業を実施することにより、恒久平和確立の意識啓発を行ってまいります。

〔鈴木都市環境部長登壇〕

○鈴木都市環境部長 私からは、羽田新飛行ルートについてお答えいたします。

初めに、他自治体との連携についてですが、東京都および関係区市で組織する連絡会により、情報の共有や国への要望などについての意見交換を行っているところです。今後も関係自治体との連携を図りながら、国に対し、安全対策の徹底や騒音環境の軽減についてを求めてまいります。

次に、部品欠落についてですが、国は、航空会社に対する報告制度を拡充し、原因究明、対策強化につなげていくとしております。区といたしましては、今後も落下物対策の確実な履行とさらなる取組の実施を国に対し求めてまいります。

羽田新飛行ルートにつきましては、区は全区民アンケートの結果を踏まえ、昨年度2回にわたり直接国土交通省を訪問し、区民の声をしっかり受け止め、固定化回避検討会の早期開催と区民負担軽減につながる取組を提示し、実施するよう求めたところです。区としましては、引き続き国に対し、区民負担軽減につながる方策の実施を強く求めてまいります。

○鈴木ひろ子議員 自席から再質問を行います。

まず、地域包括支援センターについてです。今の区長の答弁だと、これまでの品川区のやり方を検証して再構築していくというような答弁だったと思うんですが、これは、実際に地域に地域包括支援センターを設置する方向で検討するという事なんですか。そうであれば、私は本当に大歓迎です。このことを確認させてください。

次に、障害者福祉についてです。グループホーム増設なんですが、今の答弁で出てきた数字は令和3年度からの数字が出てきたと思うんですけど、これって森澤区長が就任される前の数字だと思うんですけど、グループホームが100人分というのは区長自らが計画して、また、民家の誘致というのもあると思うんですけど、それは就任後のものではないかと思うんですけど、どうでしょうか。そうすると、私、あと80人分ぐらいはこの点からも必要だと思うんですけど、区長はあと何人分と認識されているかも伺います。

あと、呼吸器を使用されている方のことですが、利用できることになったのは本当によかったと思っています。本人もお母さんも喜んでいますが、でも、8年間求め続けて通えなかったんですね。それで、本人の状況というのは安定していて変わらないんです。今受け入れられるんだらば、何でその前から受け入れなかったのか、その理由をお答えください。

介護タクシーについては、負担軽減を検討するという前向きな答弁をいただきました。ぜひ実現していただきたいと思います。

それから、支援員についてなんですけれども、増員を求めたので、その答弁がなかったのでお答えいただきたいと思います。

平和の問題についてなんですけど、区長も加盟する平和首長会議の……

○渡辺議長 質問をまとめてください。

○鈴木ひろ子議員 はい。要請書と同じ立場かと聞きました。これも答弁がなかったので、お答えいただきたいと思います。羽田は、毎回落下物対策を確実に行うよう求めていくと言われていたんですが、どんなに求めても減らずに落ち続けているわけです。これだけ落ち続けているのに危険だとは思わないのか、改めて伺います。

〔寺嶋福祉部長登壇〕

○寺嶋福祉部長 再質問にお答えいたします。

まず1点目、地域包括支援センターの各地区への展開というご質問でございますけれども、現在進めている重層的支援体制整備の中で、多職種連携、地域づくり、参加支援など、地域包括ケアシステムの仕組みと重複する内容が多々ございます。そういったことも含めて制度の根本に立ち返り、地域への設置も含めた内容で検討を進めてまいりたいと考えております。

2つ目、グループホームでございます。グループホームの区長公約ということですが、森澤区長が就任してから計画が具体化したもの、それから新規に計画したものの、その合計が91名ということでございます。

3点目でございます。呼吸器を使用した方への対応ですが、実際にご本人の状態等もありますが、受入れ側の体制等も含めて医療と現場のほうで調整をしまして、その結果、大変時間はかかりましたけれども、このたびご利用いただけることになった、こういう経緯でございます。

以上です。

〔柏原区長室長登壇〕

○柏原区長室長 私から、平和に関する再質問についてお答えをいたします。

まず、平和首長会議でございますけれども、こちらのほうに加入したところの経緯といたしまして、平和の政策を実施するに当たって、各都市がその企画推進を意欲的に進め、そのネットワークの中で政策を平和文化に実践していくことができるということで、そういったことが積極的に推進できるという立場の下に平和首長会議に参加しているものでございます。

そうした中で、各加盟都市が連携・交流を図って情報共有、事業をレベルアップする、そういったことがそれぞれの自治体の取組につながっていくというところで理解しておりますので、スタンスとすると、平和首長会議の品川区としてのスタンスはそういうことになります。

〔米田教育次長登壇〕

○米田教育次長 教育に関する再質問にお答えいたします。

支援員の関係でございますけれども、支援員の配置につきましては、これまでも充実に教育委員会として努めてきたところでございます。今年度より発達障害教育支援員の小学校全校配置によって、教員の負担軽減につながったとの現場からの声も聞いております。引き続き今後も子どもたちへの支援がより充実していくよう努めてまいります。

〔鈴木都市環境部長登壇〕

○鈴木都市環境部長 私からは、羽田新飛行ルートに関する再質問についてお答えいたします。

部品欠落事案等を踏まえた案件につきましては、国は、落下物防止対策基準の改正や空港に駐機中の機体チェックなど、対策の強化・充実に努めていくとしてございます。区としましては、今後も落下物対策を含む安全対策の徹底とさらなる取組の実施を国に対し求めてまいります。

○鈴木ひろ子議員 再々質問をさせていただきます。

地域包括支援センターは、今のご答弁で地域に設置する方向も含めて検討ということですので、本当に品川でも遂に地域包括支援センターが地域に設置される方向で検討されるんだと、本当にうれしい、感慨深い思いです。私も繰り返し何年も前からずっと求め続けてきましたので、今回切り替えられるということで、ぜひ保健師や社会福祉士の専門職も十分に配置して、本当にいいものにしていただくようお願いしたいと思っております。

それから、グループホームですが、まだまだ足りないと思います。特に民間がつくらない重度の方や医療的ケア者、それから知的の方等々、これは自治体が責任を持って必要数を確保していただきたい。区長公約の100人分というふうなことからすると、いつまでにどういうことになるのか、その点も明らかにできるのであれば教えてください。

それから、呼吸器を使われている方の通所の件なんですけれども、本当に通えることになったのはよかったですけれども、私は、これまでの区の姿勢というのが、今変えるのであれば、もっと前からできたんじゃないか。そここのところに一人ひとりの人生に寄り添った対応をぜひとも今後していただくようお願いをしておきたいと思います。

発達障害教育支援員なんですけれども、今回全校配置となりました。これは本当に大きな一歩前進だと思います。でも、先ほどの答弁ですと、1人平均15人を受け持って……

○渡辺議長 質問をまとめてください。

○鈴木ひろ子議員 はい。1週間のうちに2.3時間というのは少な過ぎると思います。ぜひ増員が必要だというふうに思うんですけど、その点はいかがでしょうか。

平和の問題は、首長会議というのは、区長も加盟する自治体の首長の団体なんです。その総会で岸田首相宛ての要請文を出したわけです。首長たちが核兵器の条約の批准をしてくださいと求めているわけなので……

○渡辺議長 終了です。

[傍聴席にて発言する者あり]

○渡辺議長 傍聴人の皆様に申し上げます。

傍聴人は、品川区議会傍聴規則を遵守し、静粛に傍聴願います。

[傍聴席にて発言する者あり]

○渡辺議長 傍聴人、議場における現状に対して騒ぎ立てするなど、会議の妨害となる行為をすることは禁じられております。現在、注意として受け止めていただきたいと思います。

[寺嶋福祉部長登壇]

○寺嶋福祉部長 再々質問にお答えいたします。

グループホームの整備、区長公約に対する目標の予定ということですが、先ほどもご答弁申し上げましたが、現区長が就任してから計画が具体化したものが71、それから新規で20、合計91という数字を申し上げましたけれども、同じ考え方からいきまして、今現在相談を受けているものはまだカウントしておりません。実際には7人から8人のご相談を既に受けておりますので、目標の100までは間もなくということです。用地確保の困難性はありますけれども、引き続き鋭意取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

[米田教育次長登壇]

○米田教育次長 教育に關しましての再々質問にお答えをいたします。

先ほども申し述べましたが、支援員の配置につきましては、これまでも充実に努めてまいりました。年度年度ごとに状況を確認しつつ、次年度の配置に生かしているところでございます。今後も子どもたちへの支援が充実していくよう努めてまいります。

[柏原区長室長登壇]

○柏原区長室長 私からは、平和に関する再々質問についてお答えいたします。

まず、大前提といたしまして、先ほどもご答弁申し上げましたけれども、国際社会における外交・安全保障に関する事項は、国の専権事項として国会の場で議論を十分に尽くすべきものといったところでございます。そうした前提の下、平和首長会議において我が区も加盟都市として入ってございますけれども、そうした加盟都市が連携・交流を図って情報収集や事業のレベルアップ、それぞれの自治体の取組につなげていくといったものとして理解しておりますので、そういったスタンスで平和首長会議に臨んでいるといったものでございます。

○渡辺議長 以上で鈴木ひろ子議員の質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

この際、ご報告いたします。区長から、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づくものとして、令和5年度財政健全化判断比率報告書、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分報告5件、品川区債権等の管理に関する条例第17条第1項の規定による債権の放棄について、監査委員から、令和6年度前期一般監査の結果について、令和6年5月から7月までの各月末日現在における出納検査の結果について、以上の書類が提出されましたので、これを受理し、配付してあります。

次に、日程第2から日程第11までの10件を一括議題に供します。

---

日程第2

第76号議案 品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

日程第3

第77号議案 品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第4

第78号議案 品川区空き家等の適正管理等に関する条例の一部を改正する条例

日程第5

第79号議案 品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

日程第6

第80号議案 八潮南特別養護老人ホーム増築その他工事請負契約

日程第7

第81号議案 八潮南特別養護老人ホーム増築その他機械設備工事請負契約

日程第8

第82号議案 八潮南特別養護老人ホーム増築その他電気設備工事請負契約

日程第9

第83号議案 指定管理者の指定について

日程第10

第84号議案 指定管理者の指定について

日程第11

第85号議案 プレハブ冷凍冷蔵庫他の買入れについて

---

○渡辺議長 本件について説明願います。

〔堀越副区長登壇〕

○堀越副区長 第76号議案、品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正等に伴い、条例で定める個人番号の独自利用事務の範囲を改めるほか、規定を整備するものであります。

本条例は、令和7年7月1日から施行し、規定整備に関する改正規定は公布の日から施行するものであります。

次に、第77号議案、品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

本案は、国民健康保険法が改正されたことに伴い、被保険者証の廃止等に係る規定の整備を行うほか、急患等の被保険者に係る保険料の徴収猶予の取扱いを定めるものであります。

本条例は、令和6年12月2日から施行するものであります。

次に、第78号議案、品川区空き家等の適正管理等に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、空家等および非空家等の適正管理等を図るため、管理不全空家等の所有者等に対する措置等を定めるとともに、所有者等の責務等を見直すほか、規定を整備するものであります。

なお、附則におきまして、品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正を行っております。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、第79号議案、品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、公立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令が改正されたことに伴い、介護補償の額を改めるものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、第80号議案、八潮南特別養護老人ホーム増築その他工事請負契約について。

本案は、八潮南特別養護老人ホームについて、ユニット型特別養護老人ホームの居室等を新設することから、増築工事を行うものであります。

契約の方法は制限付き一般競争入札で、契約金額は33億4,400万円、契約の相手方は、港区芝浦二丁目15番6号、浅沼・東・加地建設協同企業体代表者、株式会社浅沼組東京本店常務執行役員本店長、中村大作で、工事の概要は別添図面のとおりであります。

なお、本議案から第82号議案までの3議案の支出科目等は、令和6年度一般会計、令和7年度および令和8年度債務負担行為で、工期は契約締結の日の翌日から令和8年11月30日までであります。

次に、第81号議案、八潮南特別養護老人ホーム増築その他機械設備工事請負契約について。

本案は、同施設の機械設備工事を行うものであります。

契約の方法は制限付き一般競争入札で、契約金額は18億9,200万円、契約の相手方は、品川区大井一丁目49番10号、大成温・横河・オオサキ建設共同企業体代表者、大成温調株式会社代表取締役社長、水谷憲一であります。

次に、第82号議案、八潮南特別養護老人ホーム増築その他電気設備工事請負契約について。

本案は、同施設の電気設備工事を行うものであります。

契約の方法は制限付き一般競争入札で、契約金額は12億3,970万円、契約の相手方は、品川区東五反

田一丁目7番6号、マスミ・山梨建設共同企業体代表者、株式会社マスミ電設代表取締役、渡部弘太郎であります。

次に、第83号議案、指定管理者の指定について。

本案は、大原児童センターの管理を行わせるため、指定管理者を指定するものであります。

指定する団体の名称は株式会社学研ココファン・ナーサリーで、指定期間は令和7年9月1日から令和12年3月31日までの4年7か月間です。

次に、第84号議案、指定管理者の指定について。

本案は、大原児童発達支援センターの管理を行わせるため、指定管理者を指定するものであります。

指定する団体の名称は株式会社学研ココファン・ナーサリーで、指定期間は令和7年9月1日から令和12年3月31日までの4年7か月間です。

次に、第85号議案、プレハブ冷凍冷蔵庫他の買入れについて。

本案は、荏原複合施設大規模改修工事に合わせ、当該施設内の荏原特別養護老人ホームにおいて使用するプレハブ冷凍冷蔵庫、温冷配膳車、スチームコンペクションオープン等の厨房機器の買入れを行うものであります。

種類および数量は特別養護老人ホーム厨房機器一式で、買入価格は1億3,404万500円、契約の方法は制限付き一般競争入札で、契約の相手方は、品川区西五反田四丁目17番8号、株式会社内海代表取締役、矢野龍太郎で、支出科目は令和6年度一般会計、納期は令和7年3月21日です。

以上で10議案についての説明を終わります。何とぞよろしくご審議の上、原案どおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○渡辺議長 本件についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺議長 質疑なしと認めます。

日程第2、日程第6から日程第8までおよび日程第11の5件につきましては総務委員会に、日程第3および日程第10の2件につきましては厚生委員会に、日程第4につきましては建設委員会に、日程第5および日程第9の2件につきましては文教委員会にそれぞれ付託いたします。

次に、日程第12を議題に供します。

---

日程第12

第75号議案 令和6年度品川区一般会計補正予算

---

○渡辺議長 本件について説明願います。

〔新井副区長登壇〕

○新井副区長 第75号議案、令和6年度品川区一般会計補正予算について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、南海トラフ地震臨時情報の発表等に伴う災害対策の強化および区内中小企業に対する省エネルギー対策・業務改善を目的とした設備更新の助成を中心に3億988万2,000円を増額するとともに、受託事業の延伸による3億8,700万円の減額を編成したものでございます。それにより、補正額は歳入歳出とも7,711万8,000円を減額し、総額を2,074億8,814万5,000円とするものであります。

歳入。

第14款都支出金は1億3,200万円の増額で、とうきょうすくわくプログラム推進事業補助金の新規計

上であります。

第17款繰入金は1億7,788万2,000円の増額で、財政調整基金繰入金の追加であります。

第19款諸収入は3億8,700万円の減額で、第二戸越幹線整備工事の延伸による排水施設建設費収入の減であります。

続いて、歳出。

第3款民生費は1億4,943万3,000円の増額で、主なものは、災害時自動安否確認システム、とうきょうすくわくプログラム推進事業の新規計上であります。

第5款産業経済費は1億602万3,000円の増額で、省エネルギー対策・業務改善設備更新助成金の新規計上であります。

第6款土木費は3億4,107万8,000円の減額で、主なものは、第二戸越幹線整備工事に係る減額のほか、災害時に必要な備蓄物資の充実を図るための経費を追加しております。

第7款教育費は850万4,000円の増額で、主なものは、特別支援学校補助教材費保護者負担軽減事業の新規計上であります。

次に、債務負担行為は、荏原特別養護老人ホーム等大規模改修工事ほか7件の追加および鈴ヶ森小学校仮校舎借上げの変更であります。

以上で第75号議案についての説明を終わります。何とぞよろしくご審議の上、原案どおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○渡辺議長 本件についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺議長 質疑なしと認めます。

日程第12の歳出予算等の補正につきましては所管の常任委員会に、総合審査につきましては総務委員会に付託いたします。

次に、日程第13から日程第17までの5件を一括議題に供します。

---

日程第13

令和5年度品川区一般会計歳入歳出決算

日程第14

令和5年度品川区国民健康保険事業会計歳入歳出決算

日程第15

令和5年度品川区後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

日程第16

令和5年度品川区介護保険特別会計歳入歳出決算

日程第17

令和5年度品川区災害復旧特別会計歳入歳出決算

---

○渡辺議長 本件について説明願います。

〔大串会計管理者登壇〕

○大串会計管理者 令和5年度品川区各会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

本決算は、地方自治法の規定により監査委員の審査に付し、そのご意見を添えて議会のご認定を仰ぐ

ものでございます。この際、決算書とともに監査委員の審査意見書を提出しているほか、「主要施策の成果報告書」、「各会計歳入歳出決算事項別明細書」、「各会計実質収支に関する調書」、「財産に関する調書」および「各基金運用状況報告書」を提出しております。

初めに、一般会計についてご説明申し上げます。

歳入決算額は2,005億2,931万414円、歳出決算額は1,941億5,556万8,533円で、差引残額63億7,374万1,881円を翌年度へ繰り越しました。

款別の収入済額につきましては、第1款特別区税は575億5,616万6,515円で、予算現額に比べ19億5,216万6,515円の増であります。

第2款地方譲与税は5億7,464万円で、予算現額に比べ2,874万円の増であります。

第3款利子割交付金は2億1,618万3,000円で、予算現額に比べ9,618万3,000円の増であります。

第4款配当割交付金は11億5,232万4,000円で、予算現額に比べ4億5,232万4,000円の増であります。

第5款株式等譲渡所得割交付金は12億4,308万2,000円で、予算現額に比べ5億4,308万2,000円の増であります。

第6款地方消費税交付金は122億5,927万8,000円で、予算現額に比べ4億5,927万8,000円の増であります。

第7款環境性能割交付金は1億6,165万8,228円で、予算現額に比べ6,165万8,228円の増であります。

第8款地方特例交付金は2億3,246万6,000円で、予算現額に比べ2,246万6,000円の増であります。

第9款特別区交付金は441億6,989万7,000円で、予算現額に比べ3億8,989万7,000円の増であります。

第10款交通安全対策特別交付金は3,362万8,000円で、予算現額に比べ262万8,000円の増であります。

第11款分担金及び負担金は18億3,180万8,587円で、予算現額に比べ1億349万7,413円の減であります。

第12款使用料及び手数料は45億1万922円で、予算現額に比べ1億1,283万2,078円の減であります。

主な収入は、道路占用料、区民住宅使用料および廃棄物処理手数料であります。

第13款国庫支出金は300億2,197万6,417円で、予算現額に比べ8,241万6,417円の増であります。主な収入は、生活保護費、児童保育費および新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金であります。

第14款都支出金は224億419万8,535円で、予算現額に比べ11億2,487万1,535円の増であります。主な収入は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金および児童保育費であります。

第15款財産収入は8億2,662万4,740円で、主なものは地所賃貸料であります。

第16款寄附金は2億7,492万33円で、主なものは一般寄附金であります。

第17款繰入金は73億7,310万7,347円で、主なものは公共施設整備基金繰入金であります。

第18款繰越金は65億7,798万4,368円であります。

第19款諸収入は58億5,735万6,722円で、主なものは、排水施設建設費収入および競馬組合配分金であります。

第20款特別区債は32億6,200万円であります。

次に、款別の支出済額につきまして、第1款議会費は8億441万9,866円であります。

第2款総務費は274億5,060万818円で、翌年度に3,783万8,000円を繰り越しました。不用額は14億2,705万3,424円で、主なものは、情報化推進費における委託料の残であります。

第3款民生費は992億7,593万2,459円で、翌年度に1億1,453万8,000円を繰り越しました。不用額は40億1,212万1,541円で、主なものは子育て応援費における扶助費の残であります。

第4款衛生費は167億2,054万1,415円であります。不用額は11億12万7,585円で、主なものは母子保健費における委託料の残であります。

第5款産業経済費は39億4,033万8,169円であります。翌年度に2億4,083万7,250円を繰り越しました。不用額は6億5,250万7,581円で、主なものは、産業経済費における負担金補助及び交付金の残であります。

第6款土木費は202億3,649万6,252円であります。翌年度に2億1,714万1,700円を繰り越しました。不用額は10億1,974万7,048円で、主なものは、都市開発費における負担金補助及び交付金の残であります。

第7款教育費は246億3,672万572円であります。不用額は11億4,805万1,428円で、主なものは学校管理費における需用費の残であります。

第8款公債費は10億9,051万8,982円で、不用額は606万3,018円であります。

第9款予備費には支出済額はございません。

以上が一般会計であります。

続きまして、国民健康保険事業会計についてご説明申し上げます。

歳入決算額は369億4,415万3,034円、歳出決算額は365億9,611万6,315円で、差引残額3億4,803万6,719円を翌年度で繰り越しました。

款別の収入済額につきましては、第1款国民健康保険料は91億2,446万8,511円で、予算現額に比べ1億1,188万5,511円の増であります。

第2款使用料及び手数料は13万7,100円であります。

第3款国庫支出金は137万1,000円であります。

第4款都支出金は221億1,216万1,366円であります。

第5款繰入金は52億880万741円で、一般会計からの繰入れであります。

第6款繰越金は4億5,354万9,424円あります。

第7款諸収入は4,366万4,888円で、主なものは一般被保険者返納金であります。

次に、款別の支出済額につきましては、第1款総務費は9億8,536万7,138円あります。不用額は5,563万5,862円で、主なものは一般管理費における役務費の残であります。

第2款保険給付費は217億3,742万6,273円あります。不用額は9億5,754万7,727円で、主なものは、一般被保険者療養給付費における負担金補助及び交付金の残であります。

第3款国民健康保険事業費納付金は130億9,977万3,280円あります。

第4款保健事業費は2億7,227万8,494円あります。不用額は4,594万2,506円で、主なものは特定健康診査等事業費における委託料の残であります。

第5款諸支出金は5億127万1,130円あります。

第6款予備費には支出済額はございません。

以上が国民健康保険事業会計であります。

続きまして、後期高齢者医療特別会計についてご説明申し上げます。

歳入決算額は99億9,529万8,286円、歳出決算額は99億5,703万4,876円で、差引残額3,826万3,410円を翌年度へ繰り越しました。

款別の収入済額につきましては、第1款後期高齢者医療保険料は50億6,456万5,600円で、予算現額に比べ2万9,400円の減であります。

第2款使用料及び手数料は1万1,700円であります。

第3款広域連合支出金は2,507万3,860円で、予算現額に比べ886万4,140円の減であります。

第4款繰入金は45億7,179万9,000円で、一般会計からの繰入れであります。

第5款繰越金は6,584万6,433円であります。

第6款諸収入は2億6,800万1,693円で、主なものは葬祭事業費受託収入であります。

次に、款別の支出済額につきましては、第1款総務費は1億9,111万5,616円であります。不用額は1,049万9,384円で、主なものは一般管理費における役務費の残であります。

第2款分担金及び負担金は93億2,270万5,167円であります。

第3款保健事業費は2億4,833万9,493円あります。不用額は1,168万2,507円で、主なものは健康診査費における委託料の残であります。

第4款保険給付費は1億8,873万円あります。

第5款諸支出金は614万4,600円で、これは保険料の還付金であります。

第6款予備費には支出済額はございません。

以上が後期高齢者医療特別会計であります。

続きまして、介護保険特別会計についてご説明申し上げます。

歳入決算額は278億2,601万8,626円、歳出決算額は270億2,489万4,423円で、差引残額8億112万4,203円を翌年度へ繰り越しました。

款別の収入済額につきましては、第1款保険料は58億1,702万5,641円で、予算現額に比べ6,383万1,359円の減であります。

第2款使用料及び手数料は6,000円あります。

第3款国庫支出金は60億1,113万4,220円で、予算現額に比べ8,597万7,220円の増であります。

第4款支払基金交付金は66億7,287万3,982円で、予算現額に比べ4億2,646万2,018円の減であります。

第5款都支出金は37億7,991万2,060円で、予算現額に比べ1億5,582万940円の減であります。

第6款財産収入は12万円あります。

第7款繰入金は43億1,312万6,000円で、これは一般会計と基金からの繰入れであります。

第8款繰越金は12億1,692万7,619円あります。

第9款諸収入は1,489万3,104円あります。

次に、款別の支出済額につきましては、第1款総務費は9億1,217万471円あります。不用額は3,894万1,529円で、主なものは一般管理費の委託料の残であります。

第2款保険給付費は235億1,925万9,219円あります。不用額は14億4,293万9,781円で、主なものは施設介護サービス給付費の負担金補助及び交付金の残であります。

第3款地域支援事業費は17億2,460万2,609円あります。不用額は8,596万5,391円で、主なものはサービス事業費の負担金補助及び交付金の残であります。

第4款基金積立金は4億1,738万5,414円あります。

第5款諸支出金は4億5,147万6,710円あります。

第6款予備費には支出済額はございません。

以上が介護保険特別会計であります。

続きまして、災害復旧特別会計についてご説明申し上げます。

歳入決算額は4,676万2,106円、歳出決算額は4,676万2,106円でございます。

款別の収入済額につきましては、第1款繰入金は4,676万2,106円で、予算現額に比べ14億5,323万7,894円の減であります。

次に、款別の支出済額につきましては、第1款災害復旧費は4,676万2,106円であります。不用額は14億5,323万7,894円であります。

以上で各会計歳入歳出決算の説明を終わります。何とぞ各会計決算をご認定くださいますようお願い申し上げます。

○渡辺議長 本件についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺議長 質疑なしと認めます。

本件の審査につきましては、動議が提出されています。

本動議を議題に供します。

お諮りいたします。

本動議のとおり決算特別委員会を設置し、これに審査事項を付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は動議のとおり決算特別委員会を設置し、これに審査事項を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、決算特別委員名簿のとおり指名いたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺議長 ご異議なしと認めます。よって、決算特別委員は名簿のとおり選任することに決定いたしました。

この際、決算特別委員会の正副委員長互選のため休憩し、第一委員会室に委員会を招集いたします。

議事の進行上、暫時休憩いたします。

○午後2時49分休憩

○午後3時01分開議

○渡辺議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に行われました決算特別委員会の正副委員長の互選結果についてご報告いたします。

決算特別委員会委員長、新妻さえ子議員、副委員長、澤田えみこ議員、副委員長、松永よしひろ議員、以上のとおりであります。

次に、日程第18を議題に供します。

---

日程第18

議員派遣の件

---

○渡辺議長 本件につきましては、第86回全国都市問題会議にあくつ広王議員を派遣したいと思います。本件についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件につきましては、直ちに採決いたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺議長 ご異議なしと認めます。よって、直ちに採決することに決定いたしました。

お諮りいたします。

本件は、議員派遣の件に記載のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は議員派遣の件に記載のとおり派遣することに決定いたしました。

次に、日程第19を議題に供します。

---

日程第19

請願・陳情の付託

---

○渡辺議長 期日までに受理いたしました請願・陳情は、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会及び議会運営委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

委員会審査のため、10月24日まで休会といたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺議長 ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

次の会議は10月25日午後1時から開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

○午後3時02分散会

---

議 長	渡辺 ゆういち
副議長	あくつ 広 王
署名人	吉 田 ゆみこ
同	安 藤 たい作